

領収書等の添付様式

整理番号 1

領収書その他の証拠書類の添付欄

領 収 証 3 = 4 100
 小川克己 事務所 様

大分合同新聞 *	1	3,500
西日本新聞 *	1	2,700
		¥ 6,200

小幡新聞店

*は軽減税率対象品目です。
 その他の品目は10%消費税はみ金額です。

発行日 3 月 2 日
 大分合同新聞玖珠・豊良プレス
 所長 小幡 潤一郎
 玖珠郡大字筑紫231-2 TEL 72-0045

事業名、用途及び内容等

大分合同新聞 3月分 3,500円 2紙で6,200円
 西日本新聞 3月分 2,700円

あん分による充当の場合

あん分の率 ()
 あん分による政務活動費の充当額 (円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号	2
------	---

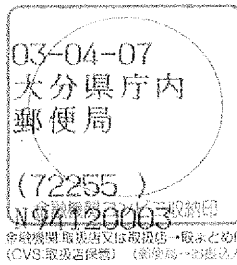
領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

(A)振替払込請求書兼受領証
(振込金(兼手数料)受領証)
(振込依頼票)

口座番号	[REDACTED]	振替払込 依頼票 兼受領証
加入者名 (被振込人)	九州電力株式会社	
金額	2021年 3月分 1,432円	
お客さま番号	50-500-000-12-3124278-31	
お振込人	オガワ カツミ 様	
事業所	九州電力(株) 日田 営業所	

右記「お支払期日」を過ぎますと延滞利息が加算されます。詳しくは、裏面を参照ください。



なお、この振込票は、金融機関・コンビニで
2021年 5月 8日 までご使用できます。

事業名、用途及び内容等

事務所電気代 3月分 1,432円

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

あん分による政務活動費の充当額 ()円

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 ()円

整理番号

3

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領 収 証

無所属の会 殿

金 786円

ただし、第15回 大分県議会政策勉強会負担金として

上記金額を領収しました。

令和3年4月8日

大分県議会政策勉強会

会計担当 大城 公志



事業名、用途及び内容等

第15回 大分県議会政策勉強会負担金 786円

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

あん分による政務活動費の充当額 (円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

別記様式第7号 (第4条関係)

整理番号	4
------	---

領収書等の添付様式

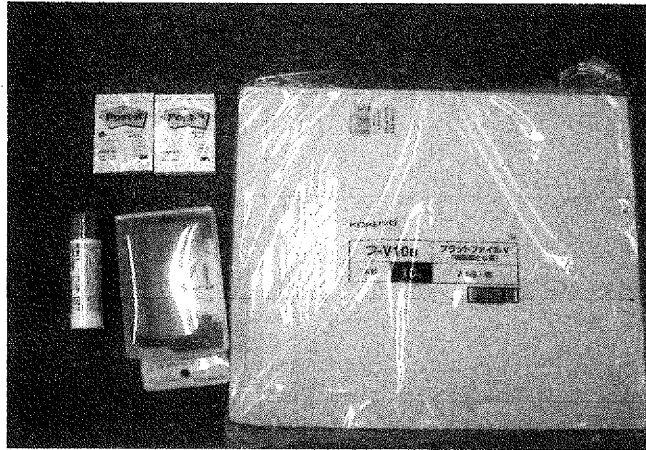
領収書その他の証拠書類の添付欄

ヒスタ

大分県玖珠郡玖珠町塚脇621-1
 TEL 0973-72-2145
 FAX 0973-72-5558
 (CO)HPヒスタ文具店IC検索(O)

2021-04-17 15:02
 172752

のり類		¥253
メモ手帳リーフ類		¥308
メモ手帳リーフ類		¥319
事務用品		¥902
小計		¥1,782
-20%		
%-		-356*
ファイルDB類		¥770
	5品	
対象計	10.0%	¥2,196
内税		¥200
合計		¥2,196
お預り		¥2,200
お釣		¥4



事業名、用途及び内容等

事務所文具代 2,196円

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

あん分による政務活動費の充当額 (円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

別記様式第7号（第4条関係）

整理番号	5
------	---

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

納入通知書兼領収書

玖珠町(大分県) 444626

年 度 令和 元 年 課 税 額 5,000 円 納 入 期 限 令和 元 年 12 月 31 日 納 入 場 所 玖 珠 町 会 計 管 理 者

下記の金額を納入されますよう通知します。

玖珠町長 前 利 政 和

年度	3	年度	会 計	一 般	課 税	2 1	項 目	0 5	目 録	0 3	節 目	0 2	額	5,000
金額														

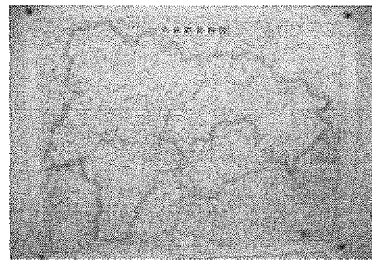
納入通知書発行年月日 令和 元 年 12 月 21 日 納入期限 令和 元 年 12 月 31 日
 上落課 課 長 田代 (管内地図・都市計画地図)
 企画商工観光課

上記の金額を納入しました。

玖珠町会計管理者

領収日付印

納入場所	指定金融機関	収納代理金融機関



※事務所専用で使用

事業名、使途及び内容等

玖珠町管内図 500円

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

あん分による政務活動費の充当額 (円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号

6

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領 収 証 小川克己 様 No. _____

金額

¥50,000-

内 訳

現金

小切手

手形

但書 別紙

2021 年 8 月 5 日 上記正に領収いたしました

消費税額等(%)

消費税額等(%)

登録番号



0811620

事業名、用途及び内容等

事務所賃貸料 5月分 50,000円

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

あん分による政務活動費の充当額 (円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

貸借契約書(事務所)

貸貸人 [REDACTED] 殿

貸借人 小川 克己 殿



有限会社 奥九州開発

賃貸借契約書(事務所)

貸主 XXXXXXXXXX (以下「甲」という。)と借主 小川 克己 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	階 号室 区画番号()		
	所在地	(住居表示)大分県玖珠郡玖珠町大字塚脇457-13 (登記簿)		
	構 造	木造 鉄骨造・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造・その他()/瓦葺・スレート葺・亜鉛メッキ鋼板葺・セメント瓦葺・陸屋根・その他()/(1)階建/全(1)戸		
	種 類	事務所	新築年 月	年 月
	面 積	24m ²		
附 属 施 設				

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

小川克己事務所

頭書(3) 契約期間

令和3年 2月 1日 から 令和5年 4月 30日まで (2年2ヶ月)
目的物件の引渡し時期 令和3年 2月 1日

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 50,000 円 (別途消費税相当額 円)	管理・ 共益費	月額 円 (別途消費税相当額 円)
家財保険 料	円	敷 金	円 (賃料 カ月分)
附 属 施設料	月額 円 (別途消費税相当額 円)	保証金	円 (賃料 カ月分)
償 却			
その他の条件			
貸与する鍵	鍵No. 本 数	2本	本
賃料等の支払時期		翌月分を毎月前月25日まで	
賃 料 等 の 支 払 方 法	<input type="checkbox"/> 振 込		
	<input checked="" type="checkbox"/> 持 参	持 参 先	XXXXXXXXXX
	<input type="checkbox"/> 口座引落	委託会社 名	

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏名)	
	(自宅)TEL	
	(勤務先)TEL	(会社名・部署名)
	(携帯)TEL	

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	
	住所	

管理業者	商号又は名称	
所在地	TEL	
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号	国土交通大臣()第 号	
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載	
管理担当者	氏名 (賃貸不動産経営管理士:登録番号) ※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載	

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名	
	住所	

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	<input type="checkbox"/> 連帯保証人	氏名	
		住所	
		極度額	円
	<input type="checkbox"/> 家賃債務保証業者の提供する保証	家賃債務保証業者名	
		主たる事務所の所在地	
		家賃債務保証業者登録番号	国土交通大臣()第 号

頭書(8) 更新に関する事項

本契約は、

頭書(9) 特約事項

1. 当地方は寒冷地の為、水道管等の凍結・破裂に十分気を付ける事。
※凍結破損の修理費は借主様負担となります。
2. 本契約では、敷金及び連帯保証人は必要とはいたしません。

契約条項

(契約の締結)

第1条 貸主(以下「甲」という。)及び借主(以下「乙」という。)は、頭書(1)に記載する目的物件(以下「本物件」という。)について、頭書(2)の事業に供することを目的とする賃貸借契約(以下「本契約」という。)を以下のとおり締結した。

(契約期間)

第2条 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書(3)記載のとおりとする。

2 甲及び乙は、頭書(8)の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

(賃料)

第3条 乙は、頭書(4)の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。

2 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。

- 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合
- 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合
- 三 近傍同種の建物の賃料に比較し、賃料が不相当となった場合

3 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月を30日として日割計算した額とする。

4 賃料に賦課される消費税及び地方消費税は、乙の負担とし、その支払時期及び支払方法は、頭書(4)の記載に従うものとする。なお、契約期間中に税制改正があった場合は、改正後の税額によるものとする。

(共益費)

第4条 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書(4)の記載に従い甲に支払うものとする。

2 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。

3 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。

4 共益費に賦課される消費税及び地方消費税は、乙の負担とし、その支払時期及び支払方法は、頭書(4)の記載に従うものとする。なお、契約期間中に税制改正があった場合は、改正後の税額によるものとする。

(負担の帰属)

第5条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。

2 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。

3 乙は、第2条第1項に定める契約期間中、乙の負担で、乙の什器備品等に対する火災保険(借家人賠償責任保険)に加入するものとする。

(敷金)

第6条(A) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。

2 甲は、乙が本契約から生じる債務を履行しないときは、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって当該債務の弁済に充てることができない。

3 賃料が増額された場合、乙は、頭書(4)に記載する月数相当分の新賃料額と旧賃料額との差額を、敷金に補填するものとする。

4 甲は、明渡しまでに生じた本契約から生じる乙の一切の債務を敷金から控除しなお残額がある場合

には、本物件の明渡し後、遅滞なく、その残額を乙に返還しなければならない。

- 5 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(保証金)

第6条(B) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する保証金を甲に交付するものとする。

2 甲は、乙が本契約から生じる債務を履行しないときは、保証金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において乙は、本物件を明け渡すまでの間、保証金をもって当該債務の弁済に充てることができない。

3 賃料が増額された場合、乙は、頭書(4)に記載する月数相当分の新賃料額と旧賃料額との差額を、保証金に補填するものとする。

4 甲は、保証金から頭書(4)に記載する償却分を差し引き、さらに明渡しまでに生じた本契約上の乙の一切の債務を控除しなお残額がある場合には、本物件の明渡し後、遅滞なく、その残額を乙に返還しなければならない。

5 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、保証金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(反社会的勢力ではないことの確約)

第7条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。

一 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第二号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと

二 甲又は乙が法人の場合、自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が反社会的勢力ではないこと

三 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと

四 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと

ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

2 乙は、甲の承諾の有無にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は転貸してはならない。

(特殊詐欺等の根絶に関する賃貸借契約条項)

第1条 借主(乙)は、貸主(甲)に対し、本物件を特殊詐欺等(大分県特殊詐欺等被害防止条例第2条に規定する特殊詐欺等をいう。)の用に供するものではないことを誓約し、かつ将来にわたっても特殊詐欺等の用に供しないことを確約する。

第2条 乙は、本物件を特殊詐欺等の用に供してはならない。

第3条 甲は本物件が特殊詐欺等の用に供されることが判明した場合、乙に催告することなく、本契約を解除することができる。

2 甲が前項の規定により、本契約を解除した場合には、乙に損害が生じても甲は何らこれを賠償しないし補償することは要せず、またかかる解除により甲に損害が生じた場合は、乙はその損害を賠償しなければならない。

(禁止又は制限される行為)

第8条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は担保の用に供してはならない。

2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は

本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。

- 3 乙は甲の書面による承諾を得ることなく頭書(2)に記載する事業内容を変更してはならない。
- 4 前3項の場合で甲の承諾を得るときは、乙は、賃料のヶ月分に相当する承諾料を支払うものとする。
- 5 乙は、本物件の全部又は一部につき、転貸に供してはならない。
- 6 乙は敷金又は保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。
- 7 乙は、本物件の使用に当たり、次の各号に掲げる行為及びこれらに準じる近隣に迷惑をかける一切の行為を行ってはならない。
 - 一 銃砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること
 - 二 大型の金庫、書庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること
 - 三 騒音等の迷惑行為を行うこと
 - 四 第1項の規定にかかわらず、本物件の全部又は一部につき反社会的勢力に担保の用に供すること
 - 五 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること
 - 六 本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること
 - 七 本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせること
- 8 乙は、本物件又は建物の共用部分の使用に当たり、甲の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
 - 一 階段・廊下等共用部分への物品を置くこと
 - 二 階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示

(乙の管理義務)

- 第9条 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。
- 2 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。
- 3 乙は、管理規約使用細則等を遵守するとともに、甲が本物件の管理上必要な事項を乙に通知した場合その事項を遵守しなければならない。
- 4 契約締結と同時に甲は、乙に対し入室に必要な本物件の鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直ちに甲に連絡の上、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。
- 5 乙は、鍵の追加設置、交換、又は複製を甲の承諾なく行ってはならない。

(契約期間中の修繕)

- 第10条 甲は、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。この場合の修繕に要する費用は、乙の責めに帰すべき事由により必要となった修繕については、乙が負担し、その他の修繕については甲が負担するものとする。
- 2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめ、その旨を乙に通知しなければならない。この場合に、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
- 3 乙は、本物件内に破損箇所が生じたときは、甲にその旨を速やかに通知し修繕の必要について協議するものとする。その通知が遅れて甲に損害が生じたときは、乙は、これを賠償する。
- 4 前項の規定による通知が行われた場合において、修繕の必要が認められるにもかかわらず、甲が正当な理由なく修繕を実施しないときは、乙は自ら修繕をすることができる。この場合の修繕に要する費用は、第1項に準ずるものとする。
- 5 乙は、次の各号に掲げる修繕は、甲への通知及び承諾を要することなく、自らの負担において行うことができる。
 - 一 電球、蛍光灯、ヒューズ、LED照明の取替え
 - 二 その他費用が軽微な修繕

(契約の解除)

第11条 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除することができる。

- 一 乙が賃料又は共益費の支払義務を2ヶ月以上怠ったとき
 - 二 乙の責めに帰すべき事由により必要となった修繕に要する費用の負担義務を怠ったとき
- 2 甲は、乙が第一号から第四号に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されずに当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。乙に第五号から第九号に掲げる事情が生じた場合も同様とする。
- 一 本物件を頭書(2)記載の事業以外の用に供したとき
 - 二 第8条(第7項第五号から第七号を除く)又は第9条の規定に違反したとき
 - 三 入室時に、乙又は連帯保証人について告げた事実と重大な虚偽があったことが判明したとき
 - 四 その他乙が本契約の各条項に違反したとき
 - 五 銀行取引の停止
 - 六 破産手続きの開始
 - 七 民事再生手続きの開始
 - 八 会社更生手続きの開始
 - 九 特別清算手続きの開始
- 3 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。
- 一 第7条の確約に反する事実が判明したとき
 - 二 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき
- 4 甲は、乙が第7条第2項に規定する義務に違反した場合又は第8条第7項第五号から第七号に掲げる行為を行った場合は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

(乙からの解約)

第12条 乙は、甲に対して2ヶ月前に解約の申入れを行うことにより、本契約を解約することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、乙は解約申入れの日から2ヶ月分の賃料又は賃料相当額を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して2ヶ月を経過する日までの間、随時に本契約を終了することができる。

(一部滅失等による賃料の減額等)

第13条 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、それが乙の責めに帰すべき事由によらないときは甲及び乙は、その使用できなくなった部分の割合に応じて賃料減額の要否や程度、期間、賃料の減額に代替する方法その他必要な事項について協議するものとする。この割合において、賃料を減額するときは、その使用できなくなった部分の割合に応じるものとする。

- 2 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、残存する部分のみでは乙が賃借した目的を達することができないときは、乙は、本契約を解除することができる。

(契約の終了)

第14条 本契約は、本物件の全部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合には、これによって終了する。

(明渡し)

第15条 乙は、明渡し日を10日前までに甲に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を明け渡さな

なければならない。

- 2 乙は、第11条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては、直ちに本物件を明け渡さなければならない。
- 3 乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵を甲に返還し、複製した鍵は甲に引き渡さなければならない。
- 4 乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

(明渡し時の原状回復)

- 第16条 本物件の明渡し時において、乙は、通常の使用に伴い生じた本物件の損耗及び本物件の経年劣化を除き、本物件を原状回復しなければならない。ただし、自然災害等乙の責めに帰することができない事由により生じたものについては、原状回復を要しない。
- 2 本物件の明渡し時において、乙は、本物件内に乙が設置した造作・設備等を撤去するものとする。

(立入り)

- 第17条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。
- 2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。
 - 3 解約申入れ後において、本契約が終了した後に本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が本物件の確認をするときは、甲及び物件の確認をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。
 - 4 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の承諾を得ずに立ち入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。

(甲の通知義務)

- 第18条 甲は次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。
- 一 賃料等支払い方法の変更
 - 二 頭書(6)に記載した管理業者の変更

(乙の通知義務)

- 第19条 乙又は連帯保証人は、各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。
- 一 乙が本契約締結当時の名称変更、合併、営業目的の重大な変更があるとき。ただし、当該行為が賃借権の譲渡と評価できるときは、第8条第1項の定めに従うものとする
 - 二 長期に休業するとき
 - 三 連帯保証人の住所、氏名、緊急の連絡先その他の変更
 - 四 連帯保証人の死亡又は解散
 - 五 連帯保証人の破産開始決定等連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったとき

(延滞損害金)

- 第20条 乙は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、年(365日あたり)14.6%の割合による延滞損害金を支払うものとする。

(乙の債務の担保)

- 第21条 本契約においては、頭書(7)に記載する方法により、乙の債務を担保する。

- ② 頭書(7)で「連帯保証人」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。
- 一 頭書(7)記載の連帯保証人(以下本項において「丙」という)は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする。本契約が更新された場合においても、同様とする。
 - 二 前号の丙の負担は、頭書(7)及び記名押印欄に記載する極度額を限度とする。
 - 三 丙が負担する債務の元本は、次のいずれかに該当するときは、確定するものとする。
 - ア 甲が、丙の財産について、賃料その他の本契約により生じる乙の金銭の支払を目的とする債権についての強制執行又は担保権の実行を申し立てたとき。ただし強制執行又は担保権の実行の手続の開始があったときに限る。
 - イ 丙が破産手続き開始決定を受けたとき
 - ウ 乙又は丙が死亡したとき
 - 四 前号に規定する場合又は丙が連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったときは、第19条の規定に基づき乙(前号ウの乙が死亡したときは乙の相続人)は直ちにその旨を甲に通知するとともに、甲の承諾する新たな連帯保証人に保証委託するものとする。
 - 五 前号の場合において新たに甲との間で連帯保証契約を締結した連帯保証人は、第一号に定める義務を負うものとする。
 - 六 丙の請求があったときは、甲は、丙に対し、遅滞なく、賃料及び共益費等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、乙の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければならない。
 - 七 乙は、本契約の締結に先立ち、丙に対し、次に掲げる事項に関する情報を提供したことを、甲に対し確約する。
 - ア 乙の財産及び収支の状況
 - イ 本契約から生じる乙の債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況
 - ウ 本契約から生じる乙の債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容
- ③ 頭書(7)で「家賃債務保証業者の提供する保証」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。
- 一 頭書(7)記載の家賃債務保証業者が提供する保証の内容については別に定めるところによるものとし、甲及び乙は、本契約と同時に同保証を利用するために必要な手続きをとらなければならない。
 - 二 乙が前号の手続きをとらない場合その他乙の責めに帰すべき事由により前号に定める保証が利用できない場合は、本契約は成立しないものとする。ただし、乙は、頭書(3)記載の契約の始期から本物件を明け渡すまでの間の賃料相当損害金を負担しなければならない。
 - 三 前号本文の場合において、別に連帯保証人を立てることにより契約を成立させることを甲乙間で合意した場合には、前号の規定にかかわらず、甲と連帯保証人との間で連帯保証契約が成立したことをもって、頭書(3)記載の契約の始期に本契約が有効に成立したものとみなす。

(免責)

第22条 地震、火災、風水害等の災害、盗難等その他甲乙双方の責めに帰さない事由又は不可抗力と認められる事故(第14条の場合を含む。)、又は、甲若しくは乙の責めによらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責めを負わないものとする。

(協議)

第23条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(合意管轄裁判所)

第24条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄する地方(簡易)裁判所を第1審管轄裁判所とする。

(更新に関する事項及び特約事項)

第25条 前条までの規定以外の更新に関する事項及び特約事項については、頭書(8)又は(9)記載のとおりとする。

別記様式第7号 (第4条関係)

整理番号

7

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額 (円)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN (ご利用期間 (3/1~3/31))	本内訳は、各サービス提供事業者が 発行したものです。	税区分 TAX
◆080-7896-3237 ◇基本使用料等 (計)	3,150	3,150	キガライト2 (内訳) キガライト2	ステップ1:~1GB	合算
◇通話料・通信料 (計)	1,700	2,850	(内訳) キガライト2 (内訳) spモード利用料 (参考) 高速通信ご利用データ量は	0.2G	合算
◇その他ご利用料金等 (計)	603	300	かけ放題オプション定額料		合算
◇消費税等相当額 (計)	545	500	ケータイ補償サービス (500円コース)		合算
◇合計	5,998	500	ケータイお探しサービス利用料		合算
		-50	ケータイお探しサービス割引料		合算
		300	ドコモWi-Fi利用料 (spモード)		合算
		-300	キャンペーン割引料 (ドコモWi-Fi)		合算
		100	請求書発行手数料	4月請求分	合算
		3	ユニバーサルサービス料/基本	1番号あたり3円のご請求となります	合算
		545	消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計×10%	合算
		5,998	合計		

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUES)	振替日 (TRANSFER DAY)
080-7896-3237	2021年4月ご請求分	2021年4月30日(金)
振替金額 (TRANSFER AMOUNT OF MONEY)	5,998円	
前月ご請求金額	5,998円 (税込)	

2021-04-30 | 200 |

*5,998 | 3E 7191

事業名、用途及び内容等

携帯電話代 (事務所固定) 3月分 5,998円

あん分による充当の場合

あん分の率 ()
あん分による政務活動費の充当額 () 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 () 円)

整理番号

8

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

ご利用ありがとうございます。

利用証明書



料金所(自) 九重
料金所(至) 大分
21年 4月 7日
9時27分

通行料金 ¥1,550-
(ETCレゾット)
車種 1

取扱番号
A61104-076002-209739 **確**

*通行料金は消費税10%対象です。
※本利用証明書はETC利用組合サービスで印字されたものです。

046

ご利用ありがとうございます。

利用証明書



料金所(自) 大分
料金所(至) 九重
21年 4月 8日
16時19分

通行料金 ¥1,550-
(ETCレゾット)
車種 1


取扱番号
A62104-080934-144533 **確**

*通行料金は消費税10%対象です。
※本利用証明書はETC利用組合サービスで印字されたものです。

046

ご利用ありがとうございます。

利用証明書



料金所(自) 九重
料金所(至) 大分
21年 4月13日
9時 1分

通行料金 ¥1,550-
(ETCレゾット)
車種 1


取扱番号
A62104-130934-148131 **確**

*通行料金は消費税10%対象です。
※本利用証明書はETC利用組合サービスで印字されたものです。

046

ご利用ありがとうございます。

利用証明書



料金所(自) 大分
料金所(至) 九重
21年 4月13日
13時15分

通行料金 ¥1,550-
(ETCレゾット)
車種 1

取扱番号
A62104-130934-148834 **確**

*通行料金は消費税10%対象です。
※本利用証明書はETC利用組合サービスで印字されたものです。

046

事業名、用途及び内容等

4月分高速道路通行料として 6,200円

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

あん分による政務活動費の充当額 (円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

令和3年4月1日

大分県議会議長 殿

令和3年度 政務活動使用車両に関する届出書

会派名 無所属の会

議員名 小川克己



政務活動に使用する車両として、下記のとおり届け出します。

	車名	自動車登録番号	車台番号	初度登録年月	車検満了日	推定燃費 (km)
1				平成25年4月	令和4年4月23日	16 km
2				平成22年7月	令和4年7月25日	12 km
3						

(政務活動補助職員用)

1						
---	--	--	--	--	--	--

- 注1 毎年度4月1日現在で作成すること。
- 2 年度中途に車両を新規登録、移転登録又は抹消登録を行い、届け出車両に異動があった場合は、その都度、変更後の内容で届け出すること。
なお、移転登録や抹消登録により、届出車両を使用しなくなった場合は、使用しなくなった月までで自動車交通費に係る精算手続が必要となるので留意すること。
- 3 「推定燃費」欄には、当該車両のガソリン10当たりの概ねの走行距離(km)を記載すること。

政務活動費 自動車燃料購入明細書

会派名 無所属の会

議員名 小川 克己

㊞

【令和3年4月分】

【令和3年4月分】		自動車登録番号	[REDACTED]	
購入日	購入数量 (ℓ)	購入金額 (円)	購入先	領収書 番号
9	27.790	3,863	(有) 森石油店 セルフ九重	1
17	28.880	3,985	(有) 森石油店 セルフ九重	2
26	31.110	4,231	(有) 森石油店 セルフ九重	3
計		12,079	…①	
当該月の初日の 走行メーター 距離数 (km)	130,017 km…②		当該月の末日の 走行メーター 距離数 (km)	131,795 km…③
当該月の 総走行距離 (km)	1,778 km…④ (③-②)		当該月の政務活動 走行距離 (km)	636 km…⑤
	按分率⑥ (⑤/④)	0.3577	燃料代相当額 (円) (①×⑥)	4,320円 …⑦

注1 使用届出車両ごとに作成すること。
 2 購入日ごとに整理し、付表に当該領収書等を添付すること。
 3 ②及び③の距離数 (km) は、それぞれの時点での当該車両に係る走行メーターの距離数を転記するとともに、当該走行メーター部分の写真を撮影 (日付入り) し保管すること。
 4 「按分率⑥」欄は、小数点第4位 (小数点第5位以下を切捨て) まで計算すること。
 5 「燃料代相当額⑦」の円未満は切り捨てること。

政務活動費 自動車燃料購入明細書 (付表)

会派名 無所属の会

【令和3年4月分】

議員名 小川克己

印

<p>①</p> <h1 style="text-align: center;">ENEOS</h1> <p style="text-align: center;">納品書(領収書) 2021年04月09日 10:07</p> <p>ライトブリク利用 上 標 M 90-188-170-000000-2 BODYCARDフリー 車両番号 実車番 0004-00 レギュラー P-02 27.79L (139円) ￥3,863 内ガソリン税53.80円 ￥1,495 合計 ￥3,863 (消費税10%対象 ￥3,863 内消費税等 ￥351) プリカ支払 ￥3,863 引落前残高 ￥5,140 引落後残高 ￥1,277 プリカ会員No 1812130001493364 有効期限 2029/06/30 <small>現金でお買上げの場合は領収書にご記入ください。</small></p> <p>有限会社森石油店 セルフ九重 大分県玖珠郡九重町大字栗野 1265-1 TEL:0973-76-2379 SS-102720 レシートNo 4702-01 〒-5No2547-2549 004 2021/04/09</p>	<p>②</p> <h1 style="text-align: center;">ENEOS</h1> <p style="text-align: center;">納品書(領収書) 2021年04月17日 08:47</p> <p>ライトブリク利用 上 標 M 90-188-170-000000-2 BODYCARDフリー 車両番号 実車番 0004-00 レギュラー P-08 28.88L 138円 ￥3,985 (内ガソリン税53.80円 ￥1,554) 合計 ￥3,985 (消費税10%対象 ￥3,985 内消費税等 ￥362) プリカ支払 ￥3,985 引落前残高 ￥13,989 引落後残高 ￥10,004 プリカ会員No 1812130001493364 有効期限 2029/07/31 <small>現金でお買上げの場合は領収書にご記入ください。</small></p> <p>有限会社森石油店 セルフ九重 大分県玖珠郡九重町大字栗野 1265-1 TEL:0973-76-2379 SS-102720 レシートNo 2266-03 〒-5No3461-3463 004 2021/04/17</p>	<p>③</p> <h1 style="text-align: center;">ENEOS</h1> <p style="text-align: center;">納品書(領収書) 2021年04月26日 17:52</p> <p>ライトブリク利用 上 標 M 90-188-170-000000-2 BODYCARDフリー 車両番号 実車番 0004-00 レギュラー P-05 31.11L 139円 ￥4,324 (単価値引 3円 -￥93) 値引後単価(136円) ￥4,231 (内ガソリン税53.80円 ￥1,674) 合計 ￥4,231 (消費税10%対象 ￥4,231 内消費税等 ￥385) プリカ支払 ￥4,231 引落前残高 ￥18,242 引落後残高 ￥14,011 プリカ会員No 1812130001493364 有効期限 2029/07/31 <small>現金でお買上げの場合は領収書にご記入ください。</small></p> <p>有限会社森石油店 セルフ九重 大分県玖珠郡九重町大字栗野 1265-1 TEL:0973-76-2379 SS-102720 レシートNo 7598-02 〒-5No6203-6205 003 2021/04/26</p>
--	--	--

※ ガソリン購入に係る領収書やクレジットカード明細書を使用する場合は、この様式に領収書等の写しを添付すること。

整理番号

1

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領 収 証 3 年 4 月分

小川克己 事務所 様

011-0610

銘 柄 名	部 数	金 額
大分合同新聞※	1	3,500
西日本新聞※	1	3,400
合 計 (消費税含む)		¥6,900



ご発給ありがとうございます。上記金額を領収致しました。

※は軽減税率対象品目です。
その他の品目は10%消費税込み金額です。

領収日 3 年 5 月 2 日

大分合同新聞玖珠・恵良プレス

所 長 小 幡 眞 一 郎

玖珠町大字帆足231-2

TEL 72-3845

4-889番に専ら利用する旨の個人情報は、金庫に
入った状態で保管しております。お取寄せの
場合は、お申し込みのメールアドレスへお送り
させていただきます。お申し込みの際は、お
申し込みの住所を必ずお知らせください。

事業名、使途及び内容等

大分合同新聞 4月分 3,500円
西日本新聞 4月分 3,400円

2紙で6,900円

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

あん分による政務活動費の充当額 (円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号 2

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領収書 No. _____

小川克己 様

金額 4,132.00

収入 印紙

但し名刺制作料として
R3年5月7日上記正に領収いたしました

内訳
 税抜き金額
 消費税額等 (%)

noo Graphic **イーオーグラフィック**
 代表 岩下 尚稔
 〒879-4404 大分県玖珠郡玖珠町大字森761-5
 TEL/FAX.0973-72-3927・携帯.090-1970-3125

大分県議会議員 無所属の会
 おがわ
小川 克己
 かづみ

請求書 R3年5月6日 **noo Graphic** **イーオーグラフィック**
 代表 岩下 尚稔
 〒879-4404 大分県玖珠郡玖珠町大字森761-5
 TEL/FAX.0973-72-3927・携帯.090-1970-3125
 新刊品の送料は、別途お見積りです

小川克己 様

下記の通り請求申し上げます

品名	数量	単価	金額(税別・税込)
名刺制作料(両面)	1,000	12	12,000
合計			12,000
税率: 10%	消費税額等: 1,200	税引前金額	4,132.00

事務所 大分県玖珠郡玖珠町大字森761-5
 事務所 ☎ 080-789-6333
 080-789-6337

事業名、使途及び内容等

名刺代

あん分による充当の場合

あん分の率 (1 / 2)
 あん分による政務活動費の充当額 (6,600 円)

一部のみ打ち切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

別記様式第7号 (第4条関係)

領収書等の添付様式

整理番号	3
------	---

領収書その他の証拠書類の添付欄

(A) 振替払込請求書兼受領証
(振込金(兼手数料)受領証)
(振込依頼票)

口座番号 [REDACTED]

加入者名 (振込人) 九州電力株式会社

金額 2021年 4月分 2,359 円

お支払請求号 50-500-000-12-3124278-31

お振込人 オガワ カツミ 様

事業所 九州電力(株) 日 田 営業所

右記「お支払期日」を過ぎますと延滞利息が加算されます。詳しくは、裏面を参照ください。

なお、この振込票は、金融機関・コンビニで
021年 6月10日 15時00分 振込印
本でご利用できます。 (金融機関取扱い又は取扱店へお持ち込み)

03-05-13 野上郵便局 (72065)

事業名、用途及び内容等

事務所電気代 4月分 2,359円

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

あん分による政務活動費の充当額 (円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号	4
------	---

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

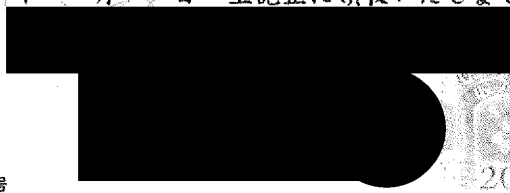
領 収 証 小川 克己 様 No. _____

金額	¥	50,000	-
----	---	--------	---

内 訳	
現金	
小切手	/
手形	/
消費税額等(%)	
消費税額等(%)	

但 家賃代金として

2022年6月26日 上記正に領収いたしました



登録番号

GN1620

事業名、使途及び内容等

事務所賃貸料 6月分 50,000円

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

あん分による政務活動費の充当額 (円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号

5

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN) ◆080-7896-3237 ◇基本使用料等 (計)	金額 (円) 3,150	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN) 3,150	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN ご利用期間 (4/1~4/30)	本内訳は、各サービス提供事業者が発行したものです。	税区分 TAX
◇通話料・通信料 (計)	1,700	1,700	ギガライト2 (内訳) ギガライト2 (内訳) spモード利用料 (参考) 高速通信ご利用データ量は	ステップ1:~1GB	合算
◇その他ご利用料金等 (計)	603	500	かけ放題オプション定額料	0.1G	合算
◇消費税等相当額 (計)	545	545	ケータイ補償サービス (500円コース) ケータイお探しサービス初用料 ケータイお探しサービス割引料 ドコモWi-Fi 利用料 (spモード) キャンペーン割引料 (ドコモWi-Fi) 請求書発行手数料 ユニバーサルサービス料/基本	5月請求分 1番号あたり3円のご請求となります	合算 合算 合算 合算 合算 合算 合算
◇合計	5,998	5,998	消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計×10%	合算

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	振替日 (TRANSFER DAY)
080-7896-3237	2021年 5月ご請求分	2021年 5月31日(月)
振替金額 (TRANSFER AMOUNT OF MONEY)	5,998円	
前月ご請求金額	5,998円 (税込)	

1003-05-31 | 200 | *5,998ト*ヨE ケイタイ

事業名、用途及び内容等

携帯電話代 (事務所固定) 4月分 5,998円

あん分による充当の場合

あん分の率 ()
 あん分による政務活動費の充当額 () 円

一部のみ打ち切り充当した場合

政務活動費充当額 () 円

別記様式第7号 (第4条関係)

整理番号	6
------	---

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

発行日: 2021年05月31日

管理No. 2850-401-0002295

伝票No. 2850-401-031812

領収書

金額 704 円 未満

¥704 (内消費税 ¥64)

但し 704円-消費税 代として。

支払内訳
現金

¥704

10%対象

¥704(内消費税

¥64)

上記の金額正に領収いたしました。

ベスト電器玖珠店
玖珠郡玖珠町大字塚脇179-4

貼印

付紙

※印刷面を内側に折って保管願います。

印



事業名、用途及び内容等

プリンターケーブル代 704円

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

あん分による政務活動費の充当額 (円)

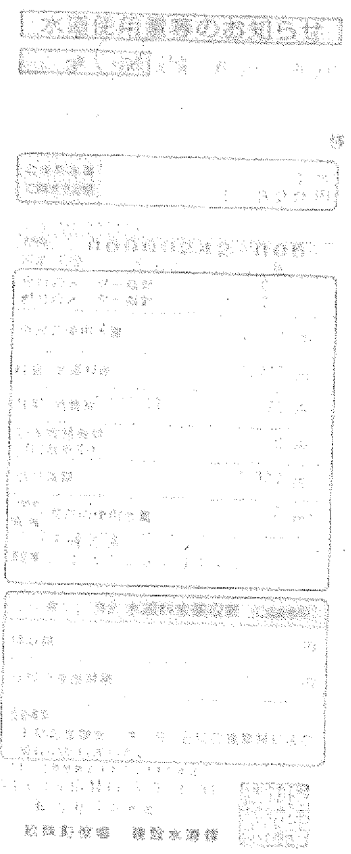
一部のみ打ち切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号	7
------	---

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄



2019-04-30 水道料金 1,320 千円

事業名、用途及び内容等

4月分事務所水道料として 1,320円

あん分による充当の場合

あん分の率 ()
 あん分による政務活動費の充当額 () 円


一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 () 円

領収書等の添付様式

整理番号	8
------	---

領収書その他の証拠書類の添付欄

<p>ご利用ありがとうございます。</p> <p>利用証明書</p>  <p>料金所(自) 日田 料金所(至) 玖珠</p> <p>21年 5月11日 16時43分</p> <hr/> <p>通行料金 ¥830- (ETC外割付)</p> <p>車種 1</p> <p>取扱番号 A01105-118926-542533 (確)</p> <p><small>*通行料金は消費税率10%対象です。 *本利用証明書はETC利用料金サービスで印字されたものです。</small></p>	<p>ご利用ありがとうございます。</p> <p>利用証明書</p>  <p>料金所(自) 九重 料金所(至) 大分</p> <p>21年 5月12日 8時51分</p> <hr/> <p>通行料金 ¥1,550- (ETC外割付)</p> <p>車種 1</p> <p>取扱番号 A01105-128926-543738 (確)</p> <p><small>*通行料金は消費税率10%対象です。 *本利用証明書はETC利用料金サービスで印字されたものです。</small></p>	<p>ご利用ありがとうございます。</p> <p>利用証明書</p>  <p>料金所(自) 大分 料金所(至) 九重</p> <p>21年 5月12日 14時34分</p> <hr/> <p>通行料金 ¥1,550- (ETC外割付)</p> <p>車種 1</p> <p>取扱番号 A01105-128926-544330 (確)</p> <p><small>*通行料金は消費税率10%対象です。 *本利用証明書はETC利用料金サービスで印字されたものです。</small></p>	<p>ご利用ありがとうございます。</p> <p>利用証明書</p>  <p>料金所(自) 九重 料金所(至) 大分</p> <p>21年 5月24日 12時58分</p> <hr/> <p>通行料金 ¥1,550- (ETC外割付)</p> <p>車種 1</p> <p>取扱番号 A02105-244331-334833 (確)</p> <p><small>*通行料金は消費税率10%対象です。 *本利用証明書はETC利用料金サービスで印字されたものです。</small></p>	<p>ご利用ありがとうございます。</p> <p>利用証明書</p>  <p>料金所(自) 大分 料金所(至) 九重</p> <p>21年 5月24日 17時14分</p> <hr/> <p>通行料金 ¥1,550- (ETC外割付)</p> <p>車種 1</p> <p>取扱番号 A02105-244331-335236 (確)</p> <p><small>*通行料金は消費税率10%対象です。 *本利用証明書はETC利用料金サービスで印字されたものです。</small></p>
--	---	--	---	--

事業名、用途及び内容等

5月分高速道路通行料として 7,030円

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

あん分による政務活動費の充当額 () 円

一部のみ打ち切り充当した場合

政務活動費充当額 () 円

政務活動費 自動車燃料購入明細書

会派名 無所属の会

議員名 小川 克己

④

【令和3年5月分】

自動車登録番号		[REDACTED]		
購入日	購入数量 (ℓ)	購入金額 (円)	購入先	領収書 番号
18	27.210	4,000	(有) 森石油店 セルフ九重	1
計	/	4,000	…①	/
当該月の初日の 走行メーター 距離数 (km)	131,795 km…②		当該月の末日の 走行メーター 距離数 (km)	132,798 km…③
当該月の 総走行距離 (km)	1,003 km…④ (③-②)		当該月の政務活動 走行距離 (km)	482 km…⑤
	按分率⑥ (⑤/④)	0.4805	燃料代相当額 (円) (①×⑥)	1,922 円 …⑦

- 注1 使用届出車両ごとに作成すること。
 2 購入日ごとに整理し、付表に当該領収書等を添付すること。
 3 ②及び③の距離数 (km) は、それぞれの時点での当該車両に係る走行メーターの距離数を転記するとともに、当該走行メーター部分の写真を撮影 (日付入り) し保管すること。
 4 「按分率⑥」欄は、小数点第4位 (小数点第5位以下を切捨て) まで計算すること。
 5 「燃料代相当額⑦」の円未満は切り捨てること。

政務活動費 自動車燃料購入明細書 (付表)

会派名 無所属の会

【令和3年5月分】

議員名 小川克己



①

ENEOS

納品書(領収書)

2021年05月18日 08:44

リテール利用

上 様 M

90-188-170-000000-2

BODYCARDフリー

車両番号 実車番

0004-00

レギュラー P-02

27.21L *

(147円) ￥4,000

(内ガソリン税53.80円 ￥1,464)

合計 ￥4,000

(消費税10%対象 ￥4,000

内消費税等 ￥364)

プリカ支払 ￥4,000

引落前残高 ￥16,516

引落後残高 ￥12,516

プリカ会員No 1812130001493364

有効期限 2029/08/31

現金でお買上げの場合は領収書にかえさせていただきます。

有限会社森石油店 セルフ九重

大分県玖珠郡九重町大字栗野

1265-1

TEL:0973-76-2379 SS-102720

レシートNo. 5020-01 データNo.3410-3412

004 2021/05/18

※ ガソリン購入に係る領収書やクレジットカード明細書を使用する場合は、この様式に領収書等の写しを添付すること。

政務活動費 走行証明書 (自動車用)

【令和3年5月分】

日	目的	発	市町村・大字名			着	政務活動 走行距離	備考
			目的地1	目的地2	目的地3			
			自動車登録番号					
1	災害状況調査	自宅	玖珠町大字戸畑	玖珠町大字山浦	自宅	47 km		
11	家畜市場・災害状況・農業用水路調査	自宅	玖珠町大隈	玖珠土木事務所	自宅	70 km	高速利用片道	
12	新型コロナウイルス時短要請等状況調査	自宅	県庁		自宅	128 km	高速利用	
13	農林久大林産現地確認調査	自宅	九重町野矢		自宅	70 km		
14	玖珠町商工会コロナ関連聞き取り調査豊後中村駅周辺災害調査	自宅	玖珠町商工会	豊後中村駅	自宅	23 km		
21	鹿伏岳林道調査	自宅	九重町猪牟田		自宅	16 km		
24	県議会質問項目調整及び協議	自宅	県庁		自宅	128 km	高速利用	
						km		
						km		
						km		
						km		
						km		
						km		
						km		
計						482 km		

上記のとおり相違ないことを証明します。

会派名 無所属の会
 議員名 小川 克己



整理番号	1
------	---

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領 収 証



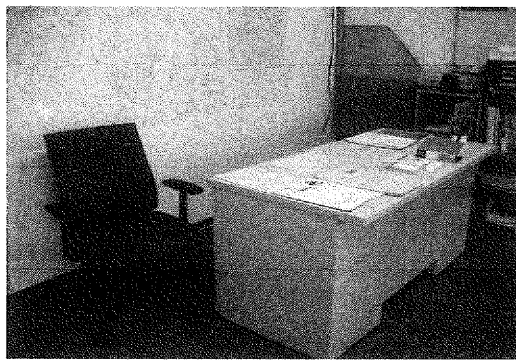
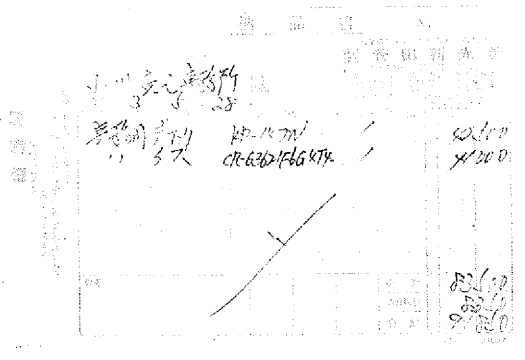
小川文三様 様 No. _____ 令和 3 年 6 月 1 日

税込金額	49,850
------	--------

但 52,462

上記正に領収いたしました

文具・事務用品・事務機器
株式会社 **菅田新光堂**
代表取締役 菅田 保
大分県杵築郡杵築町大字塚原621
TEL:097372-2145 FAX:097372-5556

事業名、使途及び内容等

事務所机、椅子代して 91,850円

あん分による充当の場合

あん分の率 ()
あん分による政務活動費の充当額 (円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号	2
------	---

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

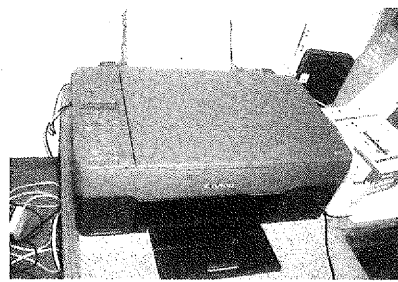
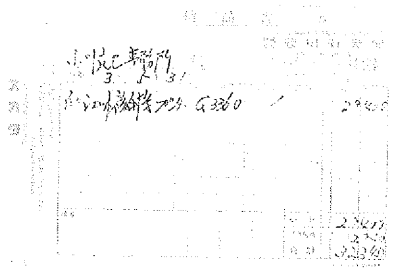
領 収 証

小川克己事務所 様 令和3年6月1日

税込金額	32,340
------	--------

内訳	プリンター代
消費税	
消費税	
現金	
小切手	

文具・事務用品・事務機器
株式会社 **菅田新光堂**
代表取締役 菅田 保典
大分県杵築市杵築町大字藤原821
TEL:087372-2148 FAX:087372-5558



事業名、用途及び内容等

事務所用 プリンター代として 32,340円

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

あん分による政務活動費の充当額 () 円

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 () 円

雇 用 契 約 書

氏 名		生年月日	
住 所			
連絡先		緊急時 連絡先	

下記条件にて契約することに同意します。

雇用期間	令和 3 年 6 月 1 日 ~	1年間とし、契約者の一方又は双方が異議を申し出ない場合は、以後順次更新するものとする。
就業場所	玖珠町玖珠町大字塚脇457-13 (県議会議員 小川克己事務所)	
業務内容	政務活動補助事務	
就業時間	午後 1 時 00 分 ~ 午後 3 時 00 分	
休 日	土日祝日、年末年始	
賃 金	給 与	月給・日給・時給 1,000 円
	賞 与	円 (月・月)
諸 手 当	通勤 手当 2,000 円 ・ 手当 円	
給与支払方法	当月・翌月 1 日 支払 (月末日締) 現金 ・ 振込	
給与振込先	銀行 支店 普通預金・当座預金 口座番号	

契約書は2通作成し、双方が各1通保有する。

令和 3 年 5 月 13 日

雇用者 会 派 名

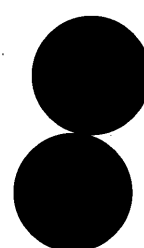
無所属の会

代表者又は
議 員 名

小川 克己

被雇用者 氏 名

[Redacted Name]



別記様式第7号 (第4条関係)

整理番号	5
------	---

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

(A) 振替払込請求書兼受領証
(振込金(兼手数料)受領証)
(振込依頼票)

口座番号	[REDACTED]	振込先 振込口座 振込先
加入者名	九州電力株式会社	
金額	2021年 5月分	2,387円
お客さま番号	50-500-000-12-3124278-31	
お振込人	オガワ カツミ 様	
事業所	九州電力(株) 日 田 営業所	

切り取りなしてお出しください。

右記「お支払期日」を過ぎますと延滞利息が加算されます。詳しくは、裏面を参照ください。



なお、この振込票は、金融機関・コンビニで2021年7月10日までご使用できます。

（72027）
N94140003
（CVS取扱店）（郵便局一社委託店）

事業名、用途及び内容等

事務所電気代 5月分 2,387円

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

あん分による政務活動費の充当額 () 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 () 円)

整理番号	6
------	---

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領 収 証 小川克己 様 No. _____

金額

4	5	0	0	0	0	0
---	---	---	---	---	---	---

内 訳
 現金 _____
 小切手 / _____
 手形 / _____

但 家賃の分として
 2011年 6月26日 上記正に領収いたしました

消費税額等(%) _____
 消費税額等(%) _____

登録番号



041520

事業名、用途及び内容等

事務所賃貸料 7月分 50,000円

あん分による充当の場合

あん分の率 ()
 あん分による政務活動費の充当額 (円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

別記様式第7号 (第4条関係)

整理番号	7
------	---

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

内訳項目 (内) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (IN)	金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内容等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN (本内訳は、各サービス委託事業者が発行したものであり、ご利用期間 10/1~5/31)	税区分 TAX
◆080-7896-3237 ○基本使用料等 (定)	3,150	キカイド2 080-7896-3237 080-7896-3237 080-7896-3237	合算
○通話料・通信料 (定)	1,700	おかけ放題オプション定額料	合算
○その他ご利用料金等 (定)	603	ゲータイ他租サービス (500円コース) ゲータイお直しサービス利用料 ゲータイお直しサービス利用料 ドコモWi-Fi (初期月1,500円) キヤンペーン割戻料 (ドコモWi-Fiサービス) 請求書発行手数料 ドコモメールサービス月/基本	合算 合算 合算 合算 合算 合算
○前年度等相当額 (定)	545	消費税等相当額 (当合算)	合算
○合計	5,998	合計	合算
		※NTTドコモからのお知らせ ○継続料利用開始は、5月分よりとなります。 ○ポイントのお知らせ 5月のご利用に際する課金目安は、50円です。 ※ポイント残高の変更になるご利用を、5月31日までに、ご自身の携帯サイト(WEB)をご確認ください。 ○サービスの利用 各サービスのサービスは、1ヶ月サービスです。 ※その他のサービス情報はWEBをご確認ください。	

口座振替のご案内 (ドコモご利用分)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER)	請求年月 (MONTH/DATE)	振替日 (TRANSFER DAY)
080-7896-3237	2021年 5月ご請求分	2021年 6月30日(水)
振替金額 (TRANSFER AMOUNT OF MONEY)	5,998円	




1703-06-30 200 #5,998ト 3E 5194

事業名、用途及び内容等	携帯電話代 (事務所固定) 5月分 5,998円
あん分による充当の場合	あん分の率 () あん分による政務活動費の充当額 () 円
一部のみ打ち切り充当した場合	政務活動費充当額 () 円

整理番号	9
------	---

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

<p>ご利用ありがとうございます。</p> <p>利用証明書</p>  <p>料金所(自) 九重 料金所(至) 大分</p> <p>21年 6月 3日 8時20分</p> <hr/> <p>通行料金 ¥1,550- (ETCカゲット)</p> <p>車種 1</p> <p>取扱番号 A04106-032361-198136 </p> <p><small>※通行料金は消費税率10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</small></p> <p style="text-align: right;">046</p>	<p>ご利用ありがとうございます。</p> <p>利用証明書</p>  <p>料金所(自) 大分 料金所(至) 九重</p> <p>21年 6月 3日 12時14分</p> <hr/> <p>通行料金 ¥1,550- (ETCカゲット)</p> <p>車種 1</p> <p>取扱番号 A04106-032361-199332 </p> <p><small>※通行料金は消費税率10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</small></p>
--	---

事業名、使途及び内容等

6月分高速道路通行料として 3,100円

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

あん分による政務活動費の充当額 () 円

一部のみ打ち切り充当した場合

政務活動費充当額 () 円

政務活動費 自動車燃料購入明細書

会派名 無所属の会

議員名 小川 克己

㊞

【令和3年6月分】

【令和3年6月分】			自動車登録番号	
購入日	購入数量 (ℓ)	購入金額 (円)	購入先	領収書 番号
2	26.240	3,857	(有) 森石油店 セルフ九重	1
14	22.220	3,266	(有) 森石油店 セルフ九重	2
21	25.180	3,727	(有) 森石油店 セルフ九重	3
28	28.030	4,008	(有) 森石油店 セルフ九重	4
計		14,858	…①	
当該月の初日の 走行メーター 距離数 (km)	132,798 km…②		当該月の末日の 走行メーター 距離数 (km)	134,587 km…③
当該月の 総走行距離 (km)	1,789 km…④ (③-②)		当該月の政務活動 走行距離 (km)	244 km…⑤
	按分率⑥ (⑤/④)	0.1363	燃料代相当額 (円) (①×⑥)	2,025 円 …⑦

- 注1 使用届出車両ごとに作成すること。
 2 購入日ごとに整理し、付表に当該領収書等を添付すること。
 3 ②及び③の距離数 (km) は、それぞれの時点での当該車両に係る走行メーターの距離数を転記するとともに、当該走行メーター部分の写真を撮影 (日付入り) し保管すること。
 4 「按分率⑥」欄は、小数点第4位 (小数点第5位以下を切捨て) まで計算すること。
 5 「燃料代相当額⑦」の円未満は切り捨てること。

政務活動費 自動車燃料購入明細書 (付表)

会派名 無所属の会

【令和3年6月分】

議員名 小川克己



納品書(領収書)

2021年06月02日 09:19

リフトブ力利用
上 標 M
90-188-170-000000-2
BODYCARDフリー
車両番号 実車番
0004-00
レギュラー P-08
26.24L *
147円 ¥3,857
(内ガソリン税53.80円 ¥1,412)
合計 ¥3,857
(消費税10%対象 ¥3,857)
内消費税等 ¥351
プリカ支払 ¥3,857
引落前残高 ¥11,191
引落後残高 ¥7,334
ブ力会員No 1812130001493364
有効期限 2029/08/31

現金で決済した場合は領収書がなくても構いません。

有限会社森石油店 セルフ九重
大分県玖珠郡九重町大字栗野
1265-1
TEL:0973-76-2379 SS-102720
レシートNo.5751-03 ティーNo.1892-1894
00 [REDACTED] 2021/06/02



納品書(領収書)

2021年06月14日 05:56

リフトブ力利用
上 標 M
90-188-170-000000-2
BODYCARDフリー
車両番号 実車番
0004-00
レギュラー P-02
22.22L *
147円 ¥3,266
(内ガソリン税53.80円 ¥1,195)
合計 ¥3,266
(消費税10%対象 ¥3,266)
内消費税等 ¥297
プリカ支払 ¥3,266
引落前残高 ¥12,453
引落後残高 ¥9,187
ブ力会員No 1812130001493364
有効期限 2029/09/30

現金で決済した場合は領収書がなくても構いません。

有限会社森石油店 セルフ九重
大分県玖珠郡九重町大字栗野
1265-1
TEL:0973-76-2379 SS-102720
レシートNo.4898-01 ティーNo.6295-6297
00 [REDACTED] 2021/06/14



納品書(領収書)

2021年06月21日 20:46

リフトブ力利用
上 標 M
90-188-170-000000-2
BODYCARDフリー
車両番号 実車番
0004-00
レギュラー P-08
25.18L *
150円 ¥3,777
(単価値引 2円 -¥50)
値引後単価 (148円) ¥3,727
(内ガソリン税53.80円 ¥1,355)
合計 ¥3,727
(消費税10%対象 ¥3,727)
内消費税等 ¥339
プリカ支払 ¥3,727
引落前残高 ¥17,842
引落後残高 ¥14,115
ブ力会員No 1812130001493364
有効期限 2029/09/30

現金で決済した場合は領収書がなくても構いません。

有限会社森石油店 セルフ九重
大分県玖珠郡九重町大字栗野
1265-1
TEL:0973-76-2379 SS-102720
レシートNo.2092-03 ティーNo.6285-6287
00 [REDACTED] 2021/06/21



納品書(領収書)

2021年06月28日 19:14

リフトブ力利用
上 標 M
90-188-170-000000-2
BODYCARDフリー
車両番号 実車番
0004-00
レギュラー P-08
28.03L *
150円 ¥4,204
(単価値引 7円 -¥196)
値引後単価 143円 ¥4,008
(内ガソリン税53.80円 ¥1,508)
合計 ¥4,008
(消費税10%対象 ¥4,008)
内消費税等 ¥364
プリカ支払 ¥4,008
引落前残高 ¥4,204
引落後残高 ¥196
ブ力会員No 1812130001493364
有効期限 2029/09/30

現金で決済した場合は領収書がなくても構いません。

有限会社森石油店 セルフ九重
大分県玖珠郡九重町大字栗野
1265-1
TEL:0973-76-2379 SS-102720
レシートNo.5783-03 ティーNo.5008-5010
00 [REDACTED] 2021/06/28

※ ガソリン購入に係る領収書やクレジットカード明細書を使用する場合は、この様式に領収書等の写しを添付すること。

政務活動費 走行証明書 (自動車用)

日	目的	発	市町村・大字名			着	政務活動 走行距離	備考
			目的地1	目的地2	目的地3			
			自動車登録番号					
3	一般質問用資料調査	自宅	県庁			自宅	128 km	高速利用
5	葉タバコ乾燥機現地調査	自宅	玖珠町大字山下	玖珠町大字大隈		自宅	24 km	
9	県道戸畑日田線現地調査	自宅	玖珠町大字戸畑			自宅	30 km	
10	九重町災害調査	自宅	九重町大字後野上	九重町大字野上		自宅	20 km	
16	玖珠美山高校振興意見交換	自宅	玖珠町役場			自宅	10 km	
27	久留島武彦記念館実態調査	自宅	玖珠町大字森			自宅	12 km	
28	玖珠町ホテル実態調査	自宅	玖珠町春日町			自宅	10 km	
29	玖珠町林道に関する意見交換	自宅	玖珠町役場			自宅	10 km	
							km	
							km	
							km	
							km	
							km	
計							244 km	

【令和3年6月分】

上記のとおり相違ないことを証明します。

会派名 無所属の会
 議員名 小川 克己



領収書等の添付様式

整理番号	1
------	---

領収書その他の証拠書類の添付欄

給与支払明細書

令和3年6月分

氏名	給与	手当			支給計
		通勤手当	雇務手当	手当計	
●	¥44,000	¥2,000		¥2,000	¥46,000

控除					差引支給額
所得税	雇用保険料	健康保険料	厚生年金	控除計	
				¥0	¥46,000

出勤日数22日
上記金額を支払いました。

無所属の会 小川 克 ●

受領日	受領印
R3.7.1	●

事業名、用途及び内容等

政務調査補助員給料6月分 46,000円

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

あん分による政務活動費の充当額 (円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号

2

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領 収 証 3 年 6 月分
 小川克己 事務所 様

011-0610

品 名	取 数	金 額
大分合同新聞※	1	3,500
西日本新聞※	1	3,400
合 計 (消費税含む)		¥6,900



ご要領ありがとうございます。上記金額を領収致し致します。

※は軽減税率対象品目です。
 その他の品目は10%消費税込み金額です。

領収日 3 年 7 月 5 日

大分合同新聞玖珠・恵良プレス

所 長 小 幡 眞 一 郎

玖珠町大字帆足231-2

TEL 7

本紙は新聞紙類に分類され、印刷用紙に
 2分の1の減額税率が適用され、消費税の税率
 は5%となります。また、消費税の税率が
 5%となる場合、本紙は新聞紙類に分類され、
 消費税の税率は5%となります。

事業名、用途及び内容等

大分合同新聞 6月分 3,500円
 西日本新聞 6月分 3,400円
 2紙で6,900円

あん分による充当の場合

あん分の率 ()
 あん分による政務活動費の充当額 (円)

一部のみ打ち切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号	3
------	---

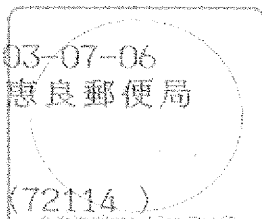
領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

(A) 振替払込請求書兼受領証
(振込金(兼手数料)受領証)
(振込依頼票)

口座番号	[REDACTED]	通帳記号 14桁 5桁
加入者名 (振込人)	九州電力株式会社	
金額	2021年 6月分	2,788 円
お振込み番号	50-500-000-12-3124278-31	
お振込人	オガワ カツミ 様	
事務所	九州電力(株) 日 田	宮崎県

右記「お支払期日」
を過ぎますと延滞利息
が加算されます。
詳しくは、裏面を参照
ください。



なお、この振込票は、
金融機関・コンビニエンスストア
2021年 8月 8日 N94230001
までご使用できます。

事業名、使途及び内容等

事務所電気代 6月分 2,788円

あん分による充当の場合

あん分の率 ()
あん分による政務活動費の充当額 (円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

別記様式第7号（第4条関係）

整理番号	4
------	---

領収書等の添付様式

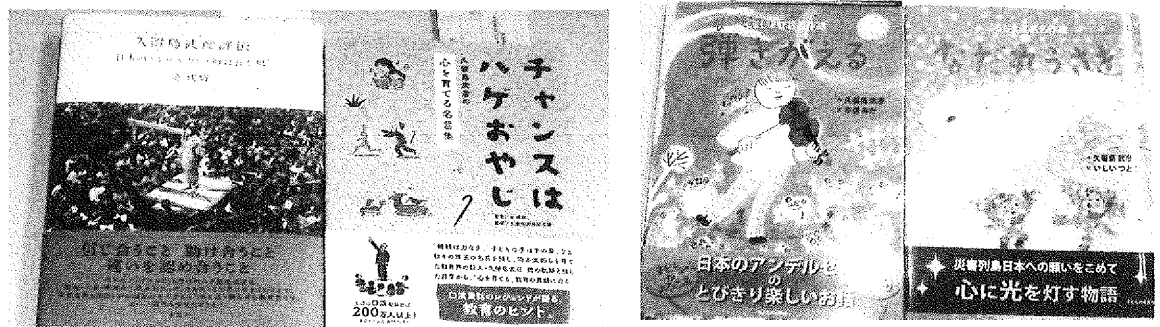
領収書その他の証拠書類の添付欄

領 取 証
 小川克己様 R3年7月11日
 * ¥ 1,650 -
 「久留島武彦評伝」本代
 以上記述の領収いたしました
 Aコープくす店
 玖珠郡玖珠町大字塚尾六十六番地
 〒870-4413 TEL 0973-72-42

領 取 証
 小川克己様 R3年7月11日
 * ¥ 1,650 -
 「チャンスはハゲおやし」本代
 以上記述の領収いたしました
 くすぽん
 Aコープくす店
 玖珠郡玖珠町大字塚尾六十六番地
 〒870-4413 TEL 0973-72-42

領 取 証
 小川克己様 R3年7月11日
 * ¥ 1,430 -
 「弾きかえる」くすぽん
 以上記述の領収いたしました
 本代
 Aコープくす店
 玖珠郡玖珠町大字塚尾六十六番地
 〒870-4413 TEL 0973-72-42

領 取 証
 小川克己様 R3年7月11日
 * ¥ 1,430 -
 「なげおやし」本代
 以上記述の領収いたしました
 くすぽん
 Aコープくす店
 玖珠郡玖珠町大字塚尾六十六番地
 〒870-4413 TEL 0973-72-42



事業名、使途及び内容等

童話の里を提唱する玖珠町の施策理解のため、代表的人物である久留島武彦氏の書籍を購入
 4冊で、6,160円

あん分による充当の場合

あん分の率 ()
 あん分による政務活動費の充当額 () 円

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 () 円

整理番号	5
------	---

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領 収 証 小川 克己 様 No. _____

金額	50,000.00
----	-----------



内 訳	
現金	
小 切 手	<input checked="" type="checkbox"/>
手 形	<input checked="" type="checkbox"/>

似 家賃8月分2022
2022年 7月 21日 上記正に領収いたしました



消費税等(%)	
消費税等(%)	

登録番号

241850

事業名、使途及び内容等

事務所賃貸料 8月分 50,000円

あん分による充当の場合

あん分の率 ()
あん分による政務活動費の充当額 () 円

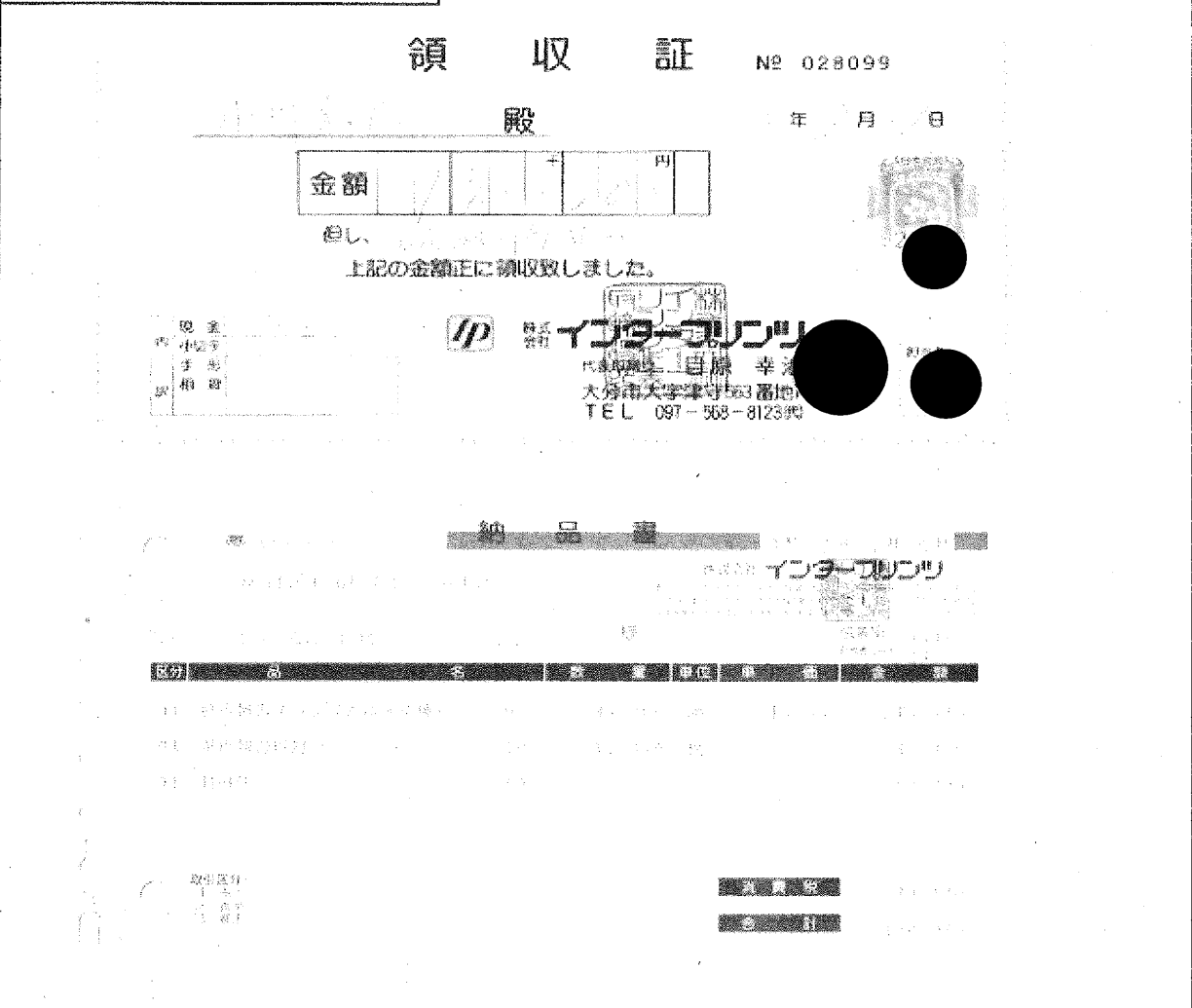
一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 () 円

整理番号	6
------	---

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄



事業名、用途及び内容等

県政報告印刷及び封筒代 430,980円
11,000部作製（20部 予備）

あん分による充当の場合

あん分の率 ()
あん分による政務活動費の充当額 (円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

別記様式第7号 (第4条関係)

整理番号	7
------	---

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領収書	領収書	領収書
<p>様</p> <p>〔別納引受〕 配達地域指定 19.5g ②29 1.020通 ¥29,580</p> <p>小計 ¥29,580</p> <p>郵便物引受合計通数 1.020通 課税計(10%) ¥29,580 (内消費税等 ¥2,689) 非課税計 ¥0</p> <p>合計 ¥29,580 お預り金額 ¥30,000 おつり ¥420</p> <p>〒100-8792 日本郵便株式会社 東京都千代田区大手町2-3-1 取扱日時: 2021年7月29日 11:21 担当: [] 発行No. 210729A2907 端N94箱01 連絡先: 北山田郵便局</p>	<p>様</p> <p>〔別納引受〕 配達地域指定 19.5g ②9 5.360通 ¥155,440</p> <p>小計 ¥155,440</p> <p>郵便物引受合計通数 5.970通 課税計(10%) ¥173,130 (内消費税等 ¥15,730) 非課税計 ¥0</p> <p>合計 ¥173,130 お預り金額 ¥173,130</p> <p>〒100-8792 日本郵便株式会社 東京都千代田区大手町2-3-1 取扱日時: 2021年7月29日 13:42 担当: [] 発行No. 210729A2115 端N08箱02 連絡先: 玖珠郵便局</p>	<p>様</p> <p>〔別納引受〕 配達地域指定 19.5g ②29 1.030通 ¥29,870</p> <p>小計 ¥29,870</p> <p>郵便物引受合計通数 1.030通 課税計(10%) ¥29,870 (内消費税等 ¥2,715) 非課税計 ¥0</p> <p>合計 ¥29,870 お預り金額 ¥30,000 おつり ¥130</p> <p>〒100-8792 日本郵便株式会社 東京都千代田区大手町2-3-1 取扱日時: 2021年7月29日 12:49 担当: [] 発行No. 210729A9423 端N31箱01 連絡先: 恵良郵便局</p>

北山田局	¥29,580
玖珠局	¥173,130
恵良局	¥29,870
南山田局	¥34,220
野上局	¥26,680
飯田局	¥24,940

領収書	領収書	領収書
<p>様</p> <p>〔別納引受〕 配達地域指定 19.5g ②29 1.180通 ¥34,220</p> <p>小計 ¥34,220</p> <p>郵便物引受合計通数 1.180通 課税計(10%) ¥34,220 (内消費税等 ¥3,110) 非課税計 ¥0</p> <p>合計 ¥34,220 お預り金額 ¥40,000 おつり ¥5,780</p> <p>〒100-8792 日本郵便株式会社 東京都千代田区大手町2-3-1 取扱日時: 2021年7月29日 13:22 担当: [] 発行No. 210729A4052 端N98箱01 連絡先: 南山田郵便局</p>	<p>様</p> <p>〔別納引受〕 配達地域指定 20.0g ②29 920通 ¥26,680</p> <p>小計 ¥26,680</p> <p>郵便物引受合計通数 920通 課税計(10%) ¥26,680 (内消費税等 ¥2,425) 非課税計 ¥0</p> <p>合計 ¥26,680 お預り金額 ¥30,000 おつり ¥3,320</p> <p>〒100-8792 日本郵便株式会社 東京都千代田区大手町2-3-1 取扱日時: 2021年7月29日 13:06 担当: [] 発行No. 210729A0083 端N93箱01 連絡先: 野上郵便局</p>	<p>様</p> <p>〔別納引受〕 配達地域指定 19.5g ②29 860通 ¥24,940</p> <p>小計 ¥24,940</p> <p>郵便物引受合計通数 860通 課税計(10%) ¥24,940 (内消費税等 ¥2,267) 非課税計 ¥0</p> <p>合計 ¥24,940 お預り金額 ¥25,000 おつり ¥60</p> <p>〒100-8792 日本郵便株式会社 東京都千代田区大手町2-3-1 取扱日時: 2021年7月29日 14:07 担当: [] 発行No. 210729A1278 端N15箱01 連絡先: 飯田高原郵便局</p>

事業名、用途及び内容等
<p>県政報告郵送代 6局合計 318,420円</p> <p>(10,980通×29円(郵送単価) = 318,420円)</p>
あん分による充当の場合
<p>あん分の率 ()</p> <p>あん分による政務活動費の充当額 ()円</p>
一部のみ打切り充当した場合
<p>政務活動費充当額 ()円</p>

整理番号	8
------	---

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

ご利用ありがとうございます。
利用証明書



料金所(自) 九重
料金所(至) 大分
21年 7月12日
8時42分

通行料金 ¥1,550-
(ETCクレジット)

車種 1

取扱番号
A09107-125682-154834 (確)

※通行料金は消費税率10%対象です。
※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。

046

ご利用ありがとうございます。
利用証明書



料金所(自) 大分
料金所(至) 九重
21年 7月12日
12時58分

通行料金 ¥1,550-
(ETCクレジット)

車種 1

取扱番号
A09107-125682-155930 (確)

※通行料金は消費税率10%対象です。
※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。

事業名、使途及び内容等

7月分高速道路通行料として 3,100円

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

あん分による政務活動費の充当額 (円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

政務活動費 自動車燃料購入明細書

会派名 無所属の会

議員名 小川 克己

㊞

【令和3年7月分】

自動車登録番号		[REDACTED]		
購入日	購入数量 (ℓ)	購入金額 (円)	購入先	領収書 番号
18	31.110	4,635	(有) 森石油店 セルフ九重	1
計		4,635	…①	
当該月の初日の 走行メーター 距離数 (km)	134,587 km…②		当該月の末日の 走行メーター 距離数 (km)	135,661 km…③
当該月の 総走行距離 (km)	1,074 km…④ (③-②)		当該月の政務活動 走行距離 (km)	388 km…⑤
	按分率⑥ (⑤/④)	0.3612	燃料代相当額 (円) (①×⑥)	1,674円 …⑦

- 注1 使用届出車両ごとに作成すること。
- 2 購入日ごとに整理し、付表に当該領収書等を添付すること。
- 3 ②及び③の距離数 (km) は、それぞれの時点での当該車両に係る走行メーターの距離数を転記するとともに、当該走行メーター部分の写真を撮影 (日付入り) し保管すること。
- 4 「按分率⑥」欄は、小数点第4位 (小数点第5位以下を切捨て) まで計算すること。
- 5 「燃料代相当額⑦」の円未満は切り捨てること。

政務活動費 自動車燃料購入明細書 (付表)

会派名 無所属の会

【令和3年7月分】

議員名 小川克己

㊞



納品書(領収書)

2021年07月16日 16:01

利用方法利用

上 様 M

90-188-170-000000-2

8000CARのフュー

車両番号 実車番

0004-00

レギュラー P-08

31.11L *

149円 ￥4,635

(内ガソリン税53,80円 ￥1,674)

合計 ￥4,635

(消費税10%対象 ￥4,635)

内消費税等 ￥421)

プリカ支払 ￥4,635

引当前残高 ￥21,901

引当後残高 ￥17,266

加盟店番号 1812130001483364

有効期限 2029/10/31

※この納品書の発行はE-レシートの発行に代わり

有限会社森石油店 ヘルフ九座

大分県玖珠郡玖座町大字寛野

1265-1

TEL:0973-78-2379 SS-102720

Card No. 2130-03 7-5W69513-9515

2021/07/18

※ ガソリン購入に係る領収書やクレジットカード明細書を使用する場合は、この様式に領収書等の写しを添付すること。

政務活動費 走行証明書（自動車用）

【令和3年7月分】

日	目的	発	市町村・大字名			着	政務活動 走行距離	備考
			目的地1	目的地2	目的地3			
			自動車登録番号					
5	九重町スポーツ振興調査	自宅	野上公民館			自宅	10 km	
6	玖珠郡土地改良調査	自宅	玖珠町役場			自宅	10 km	
7	玖珠～山国線調査 於：土木事務所	自宅	玖珠町大字塚脇			自宅	10 km	
8	山浦～菅原線地元調査	自宅	玖珠町大字山浦			自宅	39 km	
12	玖珠郡高校教育意見交換	自宅	県庁			自宅	128 km	高速利用
16	玖珠町美山高校実態調査	自宅	玖珠町大字帆足			自宅	8 km	
17	玖珠町教育懇談会	自宅	玖珠町大字塚脇			自宅	10 km	
18	野矢地熱発電実態調査	自宅	九重町野矢			自宅	32 km	
20	県道改良調査	自宅	玖珠町大字古後			自宅	48 km	
23	飯田地区環境保全調査	自宅	九重町飯田地区			自宅	73 km	
28	小田地区振興調査	自宅	玖珠町大字小田			自宅	20 km	
							km	
							km	
計							388 km	

上記のとおり相違ないことを証明します。

会派名 無所属の会

議員名

小川 克己

印

領収書等の添付様式

整理番号	1
------	---

領収書その他の証拠書類の添付欄

給与支払明細書

令和3年7月分

氏名	給料	手当			支給計
		通勤手当	住居手当	手当計	
●	¥40,000	¥2,000	/	¥2,000	¥42,000

控除					差引支給額
所得税	雇用保険料	健康保険料	厚生年金	控除計	
/	/	/	/	¥0	¥42,000

出勤日数20日
上記金額を支払いました。

無所属の会 小川 克 ●

受領日	受領印
R3. 8. 2	●

事業名、使途及び内容等

政務調査補助員給料7月分 42,000円

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

あん分による政務活動費の充当額 (円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

別記様式第7号 (第4条関係)

整理番号	2
------	---

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

内訳項目 ITEM DESCRIPTION	金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◆080-7896-3237 ◇基本使用料等 (円)	3,150	モカライト2 内訳: モカライト2 内訳: スピード利用料 (契約) 高速通信ご利用データ等は	合 計
◇通話料・通信料 (円)	1,700	かけ放題オプション定額料	合 計
◇その他ご利用料金等 (円)	603	ケータイ持着サービス (500円コース) ケータイお探しサービス利用料 ケータイお探しサービス利用料 ドコモWi-Fi (標準料) (ドコモWi-Fi) ドコモWi-Fi (標準料) (ドコモWi-Fi) 請求書発行手数料	合 計 合 計 合 計 合 計 合 計 合 計
◇消費税等相当額 (円)	545	消費税等相当額 (合計)	合 計
◇合計	5,998	合計	合 計

※内訳は、各サービス提供事業者が発行しなものであり、ご利用期間: 16/7/1-6/3/31

7月請求分
1. 前月あたり3円のご請求となります
合計表示の税金合計×1.0%

＜NFTドコモからのお知らせ＞
 ○継続ご利用期間は、6月末で7か月となりました。
 ○ポイントのお知らせ
 6月にご利用分に対する獲得ポイントは、30です。
 (ポイント獲得の対象となるご利用金額は、5,453円です。)
 ※その他の獲得ポイントはWEBをご確認ください。
 ○ステージのお知らせ
 6月末のステージは、1ステージです。
 ※その他のステージ情報はWEBをご確認ください。

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) 080-7896-3237
 請求年月 (MONTH OF ISSUE) 2021年7月ご請求分
 振替日 (TRANSFER DAY) 2021年8月21日(月)

振替金額 (TRANSFER AMOUNT OF MONEY) 5,998円
 前月ご請求金額 5,998円 (税込)

03-08-02 | 200 | *5,998+TAX カイダイ

事業名、用途及び内容等

携帯電話代 (事務所固定) 6月分 5,998円

あん分による充当の場合

あん分の率 ()
 あん分による政務活動費の充当額 (円)

一部のみ打ち切り充当した場合

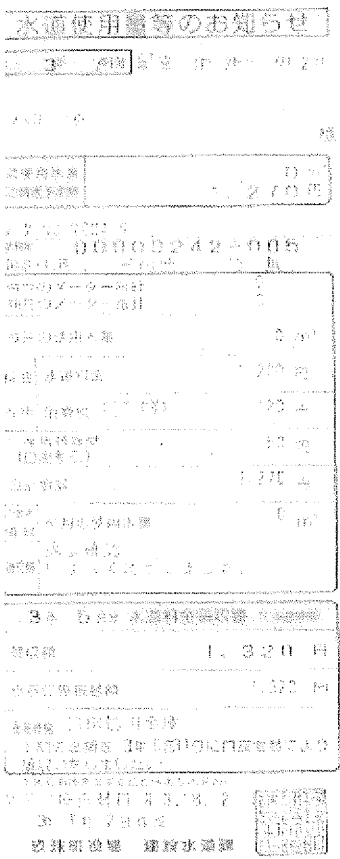
政務活動費充当額 (円)

別記様式第7号（第4条関係）

整理番号	3
------	---

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄



D 3- B- 2 水道料金 1,270 72247016

事業名、用途及び内容等

6月分事務所水道料として 1, 270円

あん分による充当の場合

あん分の率 ()
 あん分による政務活動費の充当額 (円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号	4
------	---

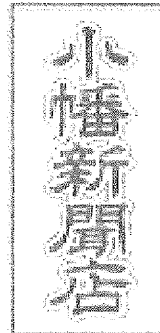
領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領 収 証 3 7 100
小川克己 事務所 様

011-0610

品名	数量	単価	金額
大分合同新聞※	1		3,500
西日本新聞※	1		3,400
合 計			¥6,900
消費税(5%)			



ご購読ありがとうございます。上記金額を納付致しました。
 ※は軽減税率対象品目です。
 その他の品目は10%消費税込み金額です。

領収日 2023年8月2日

大分合同新聞玖珠・恵良プレス

所長 小幡 眞一郎

玖珠町大字東231-2 TEL 72-3245

本紙は新聞紙に用いた再生紙を主として印刷されています。また、環境にやさしい植物性インクを使用しています。印刷物のリサイクルにご協力をお願いします。

事業名、用途及び内容等

大分合同新聞 7月分 3,500円 2紙で6,900円
 西日本新聞 7月分 3,400円

あん分による充当の場合

あん分の率 ()
 あん分による政務活動費の充当額 (円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

別記様式第7号 (第4条関係)

整理番号	5
------	---

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

印字機による複製は認められず、複製したものは無効とする。

(D) 電気料金債票

お振込人 オガワ カツミ
お振込先番号 50-500-000-12-3124278-31

払込金額 2021 年 7 月分	3,304 円
(5) 特別徴収等相当分	300 円
基本料金	891円00銭
電 最初の 120 kWh	2,095円20銭
力 121 kWh ~ 300 kWh	46円12銭
量 301 kWh ~	0円00銭
料 燃料費等調整額	-136円64銭
金 再エネ賦課金	409円00銭

印字
ご使用量 122 kWh
ご利用期間 6月28日 ~ 7月28日
お支払期日 2021 年 8 月 30 日
九州電力株式会社 日 田 営業所
電話 0120-986-502
(金融機関・CVS取扱店→お振込人)



事業名、用途及び内容等

事務所電気代 7月分 3,304円

あん分による充当の場合

あん分の率 ()
あん分による政務活動費の充当額 () 円

一部のみ打ち切り充当した場合

政務活動費充当額 () 円

別記様式第7号 (第4条関係)

整理番号	6
------	---

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領収証

請求書 No. 加字屋広告

小川克己 様 2017年 8月 17日

金額 114,850円

加字屋広告 高橋利雄
大分県玖珠郡九重町大字古田42番地
TEL/FAX 0973-77-7529

請求書 No. 加字屋広告

小川克己 様

品名 高橋利雄
大分県玖珠郡九重町大字古田42番地
TEL/FAX 0973-77-7529

品名	品単	数量	単価	金額
高橋利雄	1枚	1	114,850	114,850
合計				114,850

現金/カード/振込



事業名、用途及び内容等

事務所政務活動広報用掲示板 14,850円

あん分による充当の場合

あん分の率 (1/2)

あん分による政務活動費の充当額 (7,425円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号	7
------	---

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領 収 証

小川 克己 様

平成 28 年 8 月 17 日

¥ 52,580 -



但し 7/14 474x212
上記の金額正に領収いたしました

大分県玖珠郡九重町右田2049番地の2
(有) カーライフあそび
代表取締役 麻生 幸
TEL 0973-73-1851

内訳

現金	
小切手	
手形	

事業名、用途及び内容等

タイヤ購入交換代（大分501た17-26）

あん分による充当の場合

8月分政務活動走行距離 340 km
8月分総走行距離 1,249 km

あん分の率 (0.2722)

あん分による政務活動費の充当額 (14,312 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号	8
------	---

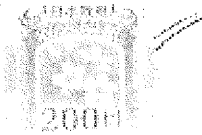
領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領 収 証 小川 克己 様 No. _____

金額

50,000



内 訳
現金
小 切 手
手 形

但 為 替 923307

2019年8月26日 上記正に領収いたしました



消費税額等(5%)
消費税額等(5%)

登録番号

039-0220

事業名、使途及び内容等

事務所賃貸料 9月分 50,000円

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

あん分による政務活動費の充当額 (円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

政務活動費 自動車燃料購入明細書

会派名 無所属の会

議員名 小川 克己

㊞

【令和3年8月分】

【令和3年8月分】		自動車登録番号		
購入日	購入数量 (ℓ)	購入金額 (円)	購入先	領収書 番号
7	30.230	4,595	(有) 森石油店 セルフ九重	1
21	28.220	4,289	(有) 森石油店 セルフ九重	2
30	23.270	3,398	(有) 森石油店 セルフ九重	3
計		12,282	…①	
当該月の初日の 走行メーター 距離数 (km)	135,661 km…②		当該月の末日の 走行メーター 距離数 (km)	136,910 km…③
当該月の 総走行距離 (km)	1,249 km…④ (③-②)		当該月の政務活動 走行距離 (km)	340 km…⑤
	按分率⑥ (⑤/④)	0.2722	燃料代相当額 (円) (①×⑥)	3,343 円 …⑦

- 注 1 使用届出車両ごとに作成すること。
 2 購入日ごとに整理し、付表に当該領収書等を添付すること。
 3 ②及び③の距離数 (km) は、それぞれの時点での当該車両に係る走行メーターの距離数を転記するとともに、当該走行メーター部分の写真を撮影 (日付入り) し保管すること。
 4 「按分率⑥」欄は、小数点第4位 (小数点第5位以下を切捨て) まで計算すること。
 5 「燃料代相当額⑦」の円未満は切り捨てること。

政務活動費 自動車燃料購入明細書 (付表)

会派名 無所属の会

【令和3年8月分】

議員名 小川克己

㊞

ENEOS^① **ENEOS**^② **ENEOS**^③

納品書(領収書)

2021年08月07日 08:54

利用プリ利用
上 様 M
90-188-170-000000-2
BODYCARDフリー
車両番号 実車番
0004-00
レギュラー P-06
30.22L
*
(148円) ¥4,585
(内ガソリン税53.60円) ¥1,625
合計 ¥4,585
(消費税10%対象) ¥4,585
内消費税等
プリカ支払
引落前残高 ¥4,595
引落後残高 ¥0
アソ会員No 1812130001493364
有効期限 2029/10/31

※この領収書は、領収書の発行が完了した後に発行されます。

有限会社森石油店 セルフ九重
大分県玖珠郡九重町大字兼野
1265-1
TEL:0973-76-2379 SS-102720
E-mail: 6222-02 〒-№0041-6043
2021/08/07

納品書(領収書)

2021年08月21日 08:39

利用プリ利用
上 様 M
90-188-170-000000-2
BODYCARDフリー
車両番号 実車番
0004-00
レギュラー P-06
28.22L
*
152円 ¥4,289
(内ガソリン税53.60円) ¥1,515
合計 ¥4,289
(消費税10%対象) ¥4,289
内消費税等 ¥390
プリカ支払 ¥4,289
引落前残高 ¥4,598
引落後残高 ¥309
アソ会員No 191224000075643
有効期限 2029/11/30

※この領収書は、領収書の発行が完了した後に発行されます。

有限会社森石油店 セルフ九重
大分県玖珠郡九重町大字兼野
1265-1
TEL:0973-76-2379 SS-102720
E-mail: 6109-03 〒-№02367-2368
2021/08/21

納品書(領収書)

2021年08月30日 20:44

利用プリ利用
上 様 M
90-188-170-000000-2
BODYCARDフリー
車両番号 実車番
0004-00 P-02
レギュラー
23.27L
*
(148円) ¥3,444
(単価値引 2円) - ¥45
値引後単価 (148円) ¥3,398
(内ガソリン税53.60円) ¥1,252
合計 ¥3,398
(消費税10%対象) ¥3,398
内消費税等 ¥309
プリカ支払 ¥3,398
引落前残高 ¥15,594
引落後残高 ¥12,195
アソ会員No 1812130001493364
有効期限 2029/11/30

※この領収書は、領収書の発行が完了した後に発行されます。

有限会社森石油店 セルフ九重
大分県玖珠郡九重町大字兼野
1265-1
TEL:0973-76-2379 SS-102720
E-mail: 4386-01 〒-№0053-6055
2021/08/30

※ ガソリン購入に係る領収書やクレジットカード明細書を使用する場合は、この様式に領収書等の写しを添付すること。

政務活動費 走行証明書 (自動車用)

【令和3年8月分】

日	目的	発	市町村・大字名			着	政務活動 走行距離	備考
			目的地1	目的地2	目的地3			
			自動車登録番号					
4	梨園鳥獣害実態調査	自宅	九重町大字松木			自宅	10 km	
11	「山の日」記念式典実態調査	自宅	九重町大字飯田			自宅	75 km	
16	8月長雨被害調査	自宅	玖珠町大字北山 田	玖珠町大字四日 市		自宅	45 km	
18	家畜市場実態調査	自宅	玖珠町大隈			自宅	4 km	
20	西部振興局、玖珠土木事務所での災害 復旧意見交換	自宅	日田市城町	玖珠町大字塚脇		自宅	64 km	
22	桐木谷災害実態調査	自宅	九重町大字野上			自宅	28 km	
23	玖珠土木事務所での災害復旧意見交換	自宅	玖珠町大字塚脇			自宅	9 km	
24	小園井路崩壊調査	自宅	九重町麻生原			自宅	30 km	
25	国道387号桐木崩壊調査	自宅	九重町大字菅原			自宅	37 km	
28	8月長雨被害調査 (小田・北山田・矢野)	自宅	玖珠町小田	玖珠町北山田		自宅	38 km	
							km	
							km	
							km	
計							340 km	

上記のとおり相違ないことを証明します。

会派名

無所属の会

議員名

小川 克己

印

政務活動費会計帳簿

会派名 無所属の会

【令和3年9月分】

日	摘 要	収入額	支出額	残 額	内 訳 (使 途 項 目 別)										領収書 番 号	備 考		
					調査研究費	研修費	広報広報費	啓蒙啓蒙費	会議費	資料作成費	資料購入費	事務所費	事務費	人件費			その他	
	前月繰越		0	134,572														
1	政務調査補助員給料(8月分)		44,000	90,572											44,000		1	
3	新聞購読料(8月分2紙)		6,900	83,672							6,900						2	
8	第16回 大分県議会政策勉強会負担金		1,760	81,912		1,760											3	
9	7月県政報告未送分郵送料返金		△ 14,065	95,977				△ 14,065									4	
9	上記未送分 印刷及び封筒代		△ 19,786	115,763				△ 19,786									5	
15	政務活動費受入	300,000	0	415,763														
17	事務所便所 汲取り代		2,200	413,563								2,200					6	
25	事務所電気代(8月分)		2,906	410,657								2,906					7	
29	事務所賃貸料(10月分)		50,000	360,657								50,000					8	
30	携帯電話代(事務所固定)8月分及び インターネット回線使用料		8,766	351,891											8,766		9	
30	事務所水道料(8月分)		1,270	350,621								1,270					10	
30	高速道路通行料(9月分)		3,100	347,521								3,100					11	
30	自動車燃料代(9月分)		1,790	345,731								1,790						購入明細
	月 計	300,000	88,841	345,731	4,890	1,760	△ 33,851	0	0	0	6,900	56,376	8,766	44,000	0			

整理番号 1

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

給与支払明細書

令和3年8月分

氏名	給料	手当			支給計
		通勤手当	超過勤務手当	手当計	
●	¥42,000	¥2,000	/	¥2,000	¥44,000

控除					差引支給額
所得税	雇用保険料	健康保険料	厚生年金	控除計	
/	/	/	/	¥0	¥44,000

出勤日数21日
上記金額を支払いました。

無所属の会 小川 克己 ●

受領日	受領印
R3. 9. 1	●

事業名、使途及び内容等

政務調査補助員給料8月分 44,000円

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

あん分による政務活動費の充当額 (円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号	2
------	---

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領 収 証 3 月 8 月分
小川克己 事務所 様

011-0610

品 名	部 数	金 額
大分合同新聞※	1	3,500
西日本新聞※	1	3,400
合 計		¥6,900
(消費税含む)		



ご購読ありがとうございます。上記金額を領収致しました。

※は軽減税率対象品目です。
 その他の品目は10%消費税込み金額です。

領収日 〆年 〆月 〆日

大分合同新聞玖珠・恵良プレス

所長 小幡 興一郎

玖珠町大字帆足231-2

TEL 72

本領収証は裏面に記載のある事項を個人情報は、印刷
 された紙に添付して発行し、領収書の発行
 金額、発行日、発行場所、発行内容、
 領収書の発行日、発行場所、発行内容、
 領収書の発行日、発行場所、発行内容、

事業名、使途及び内容等

大分合同新聞 8月分 3,500円 2紙で6,900円
 西日本新聞 8月分 3,400円

あん分による充当の場合

あん分の率 ()
 あん分による政務活動費の充当額 (円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号	3
------	---

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領 収 証

無所属の会 殿

金 1,760円

ただし、第16回 大分県議会政策勉強会負担金として

上記金額を領収しました。

令和3年9月8日

大分県議会政策勉強会

会計担当 大城 公志

事業名、使途及び内容等

第16回 大分県議会政策勉強会負担金 1,760円

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

あん分による政務活動費の充当額 (円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

別記様式第7号 (第4条関係)

整理番号

4

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

0013013 07

879-4413
大分県収税課税務局大分県庁4-5-7番地1-3

小川 克己 様

〒879-4413 大分県大分市西内3-4-15



JP 日本郵便
大分県郵便局
大分県大分市西内3-4-15

2021年6月20日

小川克己事務所 様

取扱郵便局

お支払のご案内 (Information of Payment)

上記のとおりに郵便物の封筒へお貼りください。お取り扱いは、
口座への入金後、口座振替日のおおむね1週間となりますので、ご了承ください。
なお、この金額を正確にお知らせしていただくようお願いいたします。

日本郵便株式会社

この配達地域指定郵便物は、配達開始後の変動により485通余額となりましたので、

お返しいたします。

なお、この郵便物の料金(1通あたり29円・合計14,065円)につきましては

お返しいたしますので、2021年9月3日までに、この通知書及び印紙の郵便物等料

金返還請求書(受領書)・領書(領金請求書)を当該郵便局又は郵便物を差し出された郵便局に

お申しください。



郵便番号 (Postcode)	〒879-4413	郵便局名 (Post Office Name)	大分県郵便局	郵便種別 (Post Type)	郵便物 (Post)	郵便番号 (Postcode)	〒879-4413
-----------------	-----------	-------------------------	--------	------------------	------------	-----------------	-----------

お支払方法 (Payment Method)	現金 (Cash)
お支払金額 (Payment Amount)	14,065 円
お支払日 (Payment Date)	2021年 9月 3日

お支払の内訳 (Payment Details)

送金 (Remittance)	14,065 円	返金 (Refund)	0 円
合計 (Total)	14,065 円	合計 (Total)	0 円

3-09-09

送金

14,065円(キ)ンズワビ(カ)

事業名、用途及び内容等

7/29 県政報告郵送代
未送分 返金

△14,065円

(未送485通×29円=14,065円)

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

あん分による政務活動費の充当額 (円)

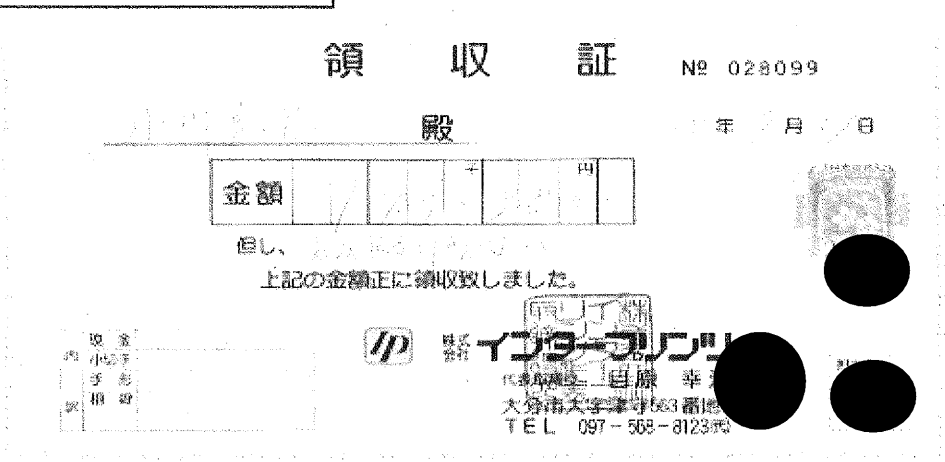
一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号	5
------	---

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄



※7月29日 県政報告11,000部作成した領収書 (合計430,980円)

430,980円 / 11,000通 = 39.18円 (1通あたり作成代)

39.18円 × 485通 (未送分) = 19,002.3円

予備として、送付しなかった部数 20部

39.18円 × 20部 (予備分) = 783.6円

19,002.3円 (未送分) + 783.6円 (予備分) = 19,785.9円

端数切り上げで19,786円

事業名、使途及び内容等

7月県政報告 未送分及び予備分 印刷代及び封筒代返金 △19,786円

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

あん分による政務活動費の充当額 () 円

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 () 円

整理番号	6
------	---

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

<領収書>

No. 012

車両番号 [REDACTED]

令和3年09月17日

小川 克己 事務所 様

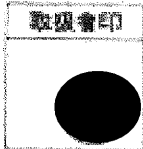
汲取量	200 L
料金	2,000円
消費税	200円
合計金額	2,200円

大分県玖珠郡玖珠町大字塚脇49-12番地

(有) 玖珠環境衛生社

代表取締役 井原 武 順

電話(0973)72-0558番



事業名、使途及び内容等

事務所便所 汲取り代 2,200円 ※不定期 溜まった都度

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

あん分による政務活動費の充当額 (円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号	7
------	---

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

お客様番号 50-530-000-12-3124278-31

お名前 オガワ カツミ

支払金額	2021年8月分	2,906円
基本料金		891円00銭
電	最初の120 kWh	1,780円92銭
	121 kWh ~ 300 kWh	0円00銭
力	301 kWh ~	0円00銭
量		
料	燃料費等調整額	-107円10銭
金		
再エネ賦課金		342円00銭

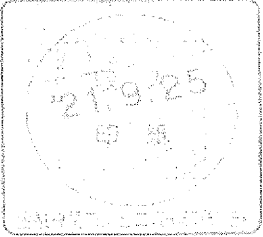
ご請求期間 7月29日 ~ 8月26日

ご支払期日 2021年9月29日

九州電力株式会社 日田営業所

電話 0120-986-502

(金融機関 CVS取扱店へお振込)



事業名、用途及び内容等

事務所電気代 8月分 2,906円

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

あん分による政務活動費の充当額 () 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 () 円)

整理番号	8
------	---

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領 収 証 小川克己 様 No. _____

金額 50,000.00

内 次 _____ 但 毎51044017

現金 _____

小切手 _____ 2000年9月27日 上記正に領収いたしました

子 形 _____

消費税率(%) _____

消費税額(円) _____

登録番号 2000円

事業名、用途及び内容等

事務所賃貸料 10月分 50,000円

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

あん分による政務活動費の充当額 (円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

別記様式第7号 (第4条関係)

整理番号

9

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

請求電話番号等 BILLING NUMBER 080-7896-3237 請求年月 MONTH OF ISSUE 2021年 9月ご請求分

内訳項目	金額(円)	内訳金額(円)	請求内訳等詳細	税区分
基本使用料	5,666	5,666	基本使用料	0
オプション料	1,700	1,700	高速オプション料	0
その他	3,604	500	日割増額等	0
		0	ドコモWi-Fiサービス料	0
		100	基本使用料	0
		3,000	契約事務手数料	0
		5	ドコモWi-Fiサービス料	0
		1	電話リレーサービス料	0
消費税	1,096	1,096	消費税等附加額(合計)	10%
合計	12,066	12,066	合計	
080-7896-3237	3,150	3,150	基本使用料	0
		2,850	オプション料	0
		300	その他	0
		0	消費税	0
		1,700	基本使用料	0
		604	その他	0
		500	日割増額等	0
		50	ドコモWi-Fiサービス料	0
		-50	ドコモWi-Fiサービス料	0
		300	基本使用料	0
		-300	基本使用料	0
		100	基本使用料	0
		3	ドコモWi-Fiサービス料	0
		1	電話リレーサービス料	0
消費税	545	545	消費税等附加額(合計)	10%
合計	5,999	5,999	合計	

契約事務手数料3,000円
+消費税300円
合計3,300円は対象外

請求内訳	金額(円)	内訳金額(円)	請求内訳等詳細	税区分
基本使用料	2,510	2,510	基本使用料	0
その他	0	0	その他	0
		3,000	契約事務手数料	0
合計	6,067	6,067	合計	

03-09-30 200 #12,066T*JE 9191

事業名、用途及び内容等

携帯電話代(事務所固定)8月分及びインターネット回線使用料
12,066円-3,300円=8,766円 うち対象分8,766円
(インターネット回線契約事務手数料 3,300円(※消費税300円含む)を除く)

あん分による充当の場合

あん分の率 ()
あん分による政務活動費の充当額 () 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 () 円)

別記様式第7号（第4条関係）

整理番号	10
------	----

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

水道使用量等のお知らせ

〒 330-0870 さいたま市中央区南一条二丁目1番1号

水道局 課 係

お客様番号 10000000000000000000
 水道料納付書番号 1,270円

お客様番号 10000000000000000000
 水道料納付書番号 1,270円

今日の使用水量	1 m ³
料金	1,270 円
内訳	基本料 (100円)
超過料金	120 円
消費税	50 円
合計	1,270 円
水道料納付書番号	1,270円

3ヶ月分水道料金納付書

納付額 1,320 円

お支払金額 1,270 円

お支払金額 1,270 円

お支払金額 1,270 円

お支払金額 1,270 円

お支払金額 1,270 円

D 3- 9-30 水道料金

1,270 円

事業名、用途及び内容等

8月分事務所水道料として 1,270円

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

あん分による政務活動費の充当額 (円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

別記様式第7号 (第4条関係)

整理番号	11
------	----

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

ご利用ありがとうございます。 利用証明書  NEXCO 西日本 料金所(自) 九重 料金所(至) 大分 21年 9月 6日 8時27分	ご利用ありがとうございます。 利用証明書  NEXCO 西日本 料金所(自) 大分 料金所(至) 九重 21年 9月 6日 15時55分
通行料金 ¥1,550- (ETCクレジット) 車種 1 取扱番号 A21109-061535-095325 <small>※通行料金は消費税率10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</small>	通行料金 ¥1,550- (ETCクレジット) 車種 1 取扱番号 A21109-061558-224620 <small>※通行料金は消費税率10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</small>

事業名、使途及び内容等

9月分高速道路通行料として 3,100円

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

あん分による政務活動費の充当額 () 円

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 () 円

政務活動費 自動車燃料購入明細書

会派名 無所属の会

議員名 小川 克己

⑨

【令和3年9月分】

自動車登録番号				
購入日	購入数量 (ℓ)	購入金額 (円)	購入先	領収書 番号
15	30.000	4,380	(有) 森石油店 セルフ九重	1
25	38.880	5,638	(有) 森石油店 セルフ九重	2
計		10,018	…①	
当該月の初日の 走行メーター 距離数 (km)	136,910 km…②		当該月の末日の 走行メーター 距離数 (km)	138,437 km…③
当該月の 総走行距離 (km)	1,527 km…④ (③-②)		当該月の政務活動 走行距離 (km)	273 km…⑤
	按分率⑥ (⑤/④)	0.1787	燃料代相当額 (円) (①×⑥)	1,790 円 …⑦

- 注1 使用届出車両ごとに作成すること。
- 2 購入日ごとに整理し、付表に当該領収書等を添付すること。
- 3 ②及び③の距離数 (km) は、それぞれの時点での当該車両に係る走行メーターの距離数を転記するとともに、当該走行メーター部分の写真を撮影 (日付入り) し保管すること。
- 4 「按分率⑥」欄は、小数点第4位 (小数点第5位以下を切捨て) まで計算すること。
- 5 「燃料代相当額⑦」の円未満は切り捨てること。

政務活動費 自動車燃料購入明細書 (付表)

会派名 無所属の会

【令和3年9月分】

議員名 小川克己

㊞

① ENEOS ② ENEOS

納品書(領収書)

2021年09月15日 16:35

リフトアップ利用
上 標 M
90-168-170-000000-2
BODYCAREフリー
車両番号 変換番
0004-00
レギュラー P-02
33.00L
148円 ¥4,389
(内ガソリン税53.80円 ¥1,614)
合計 ¥4,389
(消費税10%対象 ¥4,389)
内消費税額 ¥398
プリカ支払 ¥4,389
引落前残高 ¥15,972
引落後残高 ¥11,592
アパ会員No 1812130001493384
有効期限 2022/09/30

※本レシートは、領収書として有効です。

有限会社森石油店 セルフ九重
大分県玖珠郡九重町大字兼野
1265-1
TEL:0973-76-2379 SS-102720
E-Mail: 5365-01 F-Mail: 4128-4130
2021/09/15

納品書(領収書)

2021年09月25日 07:40

リフトアップ利用
上 標 M
90-168-170-000000-2
BODYCAREフリー
車両番号 変換番
0004-00
レギュラー P-08
38.68L
(148円) ¥5,638
(内ガソリン税53.60円 ¥2,092)
合計 ¥5,638
(消費税10%対象 ¥5,638)
内消費税額 ¥513
プリカ支払 ¥5,638
引落前残高 ¥15,144
引落後残高 ¥9,508
アパ会員No 1812130001493384
有効期限 2022/09/30

※本レシートは、領収書として有効です。

有限会社森石油店 セルフ九重
大分県玖珠郡九重町大字兼野
1265-1
TEL:0973-76-2379 SS-102720
E-Mail: 3363-03 F-Mail: 7273-7275
2021/09/25

※ ガソリン購入に係る領収書やクレジットカード明細書を使用する場合は、この様式に領収書等の写しを添付すること。

政務活動費 走行証明書 (自動車用)

【令和3年9月分】

日	目的	発	市町村・大字名			着	政務活動 走行距離	備考
			目的地1	目的地2	目的地3			
2	玖珠土木事務所での災害復旧意見交換	自宅	玖珠町大字塚脇			自宅	10 km	
5	鳥獣害調査	自宅	九重町大字町田	九重町滝上		自宅	32 km	
6	議案説明、調査会	自宅	県庁			自宅	128 km	高速利用
11	家畜市場実態調査及び県有林調査	自宅	玖珠町大隈	玖珠町大字四日市		自宅	15 km	
12	土地開発調査	自宅	九重町飯田田野			自宅	50 km	
13	災害関係地元意見等調査	自宅	玖珠町大字戸畑			自宅	30 km	
16	文化振興調査	自宅	玖珠町大字塚脇			自宅	8 km	公務後
							km	
							km	
							km	
							km	
							km	
							km	
							km	
計							273 km	

上記のとおり相違ないことを証明します。

会派名 無所属の会

議員名

小川 克己

